

公開用

令和 4 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 4 年 3 月 1 日 提出

目 次

議案第 1 号	令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 1 1 号) -----	1
議案第 2 号	令和 3 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 2 号) -----	3 7
議案第 3 号	令和 3 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 4 号) -----	4 6
議案第 4 号	令和 3 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計補正予算 (第 2 号) -----	5 8
議案第 5 号	令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 5 号) -----	7 1
議案第 6 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計予算 -----	別綴り
議案第 7 号	令和 4 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計予算 -----	別綴り
議案第 8 号	令和 4 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 9 号	令和 4 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計予算 -----	別綴り
議案第 1 0 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計予算 -----	別綴り
議案第 1 1 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算 -----	別綴り
議案第 1 2 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 -----	別綴り
議案第 1 3 号	茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金 条例 -----	8 0

議案第 1 4 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例 -----	8 2
議案第 1 5 号	茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例 -----	8 4
議案第 1 6 号	茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例 -----	8 6
議案第 1 7 号	茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例 -----	8 7
議案第 1 8 号	茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例 -----	8 8
議案第 1 9 号	茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例 -----	8 9
議案第 2 0 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 -----	9 1
議案第 2 1 号	茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 -----	9 3
議案第 2 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	9 4
議案第 2 3 号	動産の取得について -----	9 7
議案第 2 4 号の 1	市道路線の廃止について -----	9 8
議案第 2 4 号の 2	市道路線の廃止について -----	1 0 1
議案第 2 5 号の 1	市道路線の認定について -----	1 0 4
議案第 2 5 号の 2	市道路線の認定について -----	1 0 7
議案第 2 5 号の 3	市道路線の認定について -----	1 1 0
議案第 2 5 号の 4	市道路線の認定について -----	1 1 3

議案第25号の5	市道路線の認定について -----	1 1 6
議案第25号の6	市道路線の認定について -----	1 1 9
議案第25号の7	市道路線の認定について -----	1 2 2
報告第 1 号	専決処分の報告について -----	1 2 5
報告第 2 号	専決処分の報告について -----	1 2 6

令和 3 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,947,038 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89,422,168 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		2,090,526	1,448,772	3,539,298
	1 地方交付税	2,090,526	1,448,772	3,539,298
13 分担金及び負担金		659,734	4,054	663,788
	1 負担金	659,734	4,054	663,788
15 国庫支出金		23,630,399	564,403	24,194,802
	1 国庫負担金	12,424,914	211,285	12,636,199
	2 国庫補助金	11,152,371	353,118	11,505,489
16 県支出金		6,178,380	112,550	6,290,930
	1 県負担金	4,366,089	54,402	4,420,491
	2 県補助金	1,328,190	58,148	1,386,338
17 財産収入		153,113	△117	152,996
	1 財産運用収入	93,053	△117	92,936
18 寄附金		149,265	21,928	171,193
	1 寄附金	149,265	21,928	171,193
19 繰入金		631,261	4,582	635,843
	1 基金繰入金	631,107	4,582	635,689
20 繰越金		3,852,467	306,799	4,159,266
	1 繰越金	3,852,467	306,799	4,159,266
21 諸収入		2,948,329	64,408	3,012,737
	5 雑入	802,657	64,408	867,065
22 市債		5,923,453	△580,341	5,343,112
	1 市債	5,923,453	△580,341	5,343,112
歳 入 合 計		87,475,130	1,947,038	89,422,168

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,950,417	19,841	10,970,258
	1 総務管理費	9,097,977	11,618	9,109,595
	3 戸籍住民基本台帳費	816,212	8,223	824,435
3 民生費		43,210,720	829,227	44,039,947
	1 社会福祉費	18,594,913	225,521	18,820,434
	2 児童福祉費	20,329,735	319,965	20,649,700
	3 生活保護費	4,286,072	283,741	4,569,813
4 衛生費		11,040,352	367,028	11,407,380
	1 保健衛生費	7,230,554	301,390	7,531,944
	2 清掃費	3,809,798	65,638	3,875,436
5 労働費		242,462	1,310	243,772
	1 労働諸費	242,462	1,310	243,772
7 商工費		1,970,158	77,612	2,047,770
	1 商工費	1,970,158	77,612	2,047,770
8 土木費		5,298,761	224,574	5,523,335
	2 道路橋りょう費	974,619	226,383	1,201,002
	4 都市計画費	3,109,363	△1,809	3,107,554
10 教育費		6,168,280	427,446	6,595,726
	1 教育総務費	1,056,153	21,276	1,077,429
	2 小学校費	1,721,091	185,335	1,906,426
	3 中学校費	812,656	220,835	1,033,491
歳 出 合 計		87,475,130	1,947,038	89,422,168

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 (業 目 名)	金 額
2 総務費	1 総務管理費	美術館管理運営事業	1,843
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度推進事業	8,223
3 民生費	1 社会福祉費	職員給与費	9,772
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金	3,000,000
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業事務費	327,437
	2 児童福祉費	職員給与費	638
		子育て世帯への臨時特別給付金	140,000
		子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費	13,795
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業 (母子衛生費)	2,177
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費	22,754
		道路舗装修繕事業	134,931
		道路整備事業	1,346
		狭あい道路整備事業	17,310
		上赤羽根堤線道路改良事業	88,747
		香川甘沼線道路改良事業	6,328
	3 河川費	河川維持管理経費	77,963
	4 都市計画費	東海岸寒川線街路事業	25,258
		新国道線街路事業	18,992
		特別緑地保全地区整備推進事業	1,058
9 消防費	1 消防費	消防車両整備事業	2,536

(単位 千円)

款	項	事 (業 目 名)	金 額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	教 育 事 務 委 託 負 担 金	15,689
	2 小 学 校 費	学 校 施 設 整 備 事 業	139,382
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 (学 校 管 理 費)	31,500
		特 別 支 援 学 級 関 係 経 費	14,453
	3 中 学 校 費	学 校 施 設 整 備 事 業	193,886
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 (学 校 管 理 費)	18,900

変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	体 育 館 管 理 経 費	106,678	146,278
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 事 業	1,310,922	1,466,083
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業	184,316	189,842

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
こども予防接種予診票作成業務委託経費	令和3年度	千円	令和3年度	千円
	令和4年度	3,531	令和4年度	5,192

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
上赤羽根堤線道路改良事業		49,300	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
香川甘沼線道路改良事業		3,000			
計	5,923,453	5,343,112			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 路 舗 装 事 業	2,400	87,200
新 国 道 線 街 路 事 業	9,400	30,100
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	338,000	635,100
臨 時 財 政 対 策 債	3,778,253	2,743,012
計	5,923,453	5,343,112

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	2,090,526	1,448,772	3,539,298
13 分担金及び負担金	659,734	4,054	663,788
15 国庫支出金	23,630,399	564,403	24,194,802
16 県支出金	6,178,380	112,550	6,290,930
17 財産収入	153,113	△117	152,996
18 寄附金	149,265	21,928	171,193
19 繰入金	631,261	4,582	635,843
20 繰越金	3,852,467	306,799	4,159,266
21 諸収入	2,948,329	64,408	3,012,737
22 市債	5,923,453	△580,341	5,343,112
歳 入 合 計	87,475,130	1,947,038	89,422,168

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,950,417	19,841	10,970,258
3 民生費	43,210,720	829,227	44,039,947
4 衛生費	11,040,352	367,028	11,407,380
5 労働費	242,462	1,310	243,772
7 商工費	1,970,158	77,612	2,047,770
8 土木費	5,298,761	224,574	5,523,335
10 教育費	6,168,280	427,446	6,595,726
歳 出 合 計	87,475,130	1,947,038	89,422,168

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	補 定	財 源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8,223	0	6,332	5,286
128,004	0	16,647	684,576
259,884	0	70,553	36,591
1,310	0	0	0
76,771	0	0	841
81,474	157,800	1,323	△16,023
121,287	297,100	0	9,059
676,953	454,900	94,855	720,330

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税	2,090,526	1,448,772	3,539,298
1 地方交付税	2,090,526	1,448,772	3,539,298
1 地方交付税	2,090,526	1,448,772	3,539,298
13 分担金及び負担金	659,734	4,054	663,788
1 負担金	659,734	4,054	663,788
1 民生費負担金	630,645	4,054	634,699
15 国庫支出金	23,630,399	564,403	24,194,802
1 国庫負担金	12,424,914	211,285	12,636,199
1 民生費国庫負担金	11,660,187	45,314	11,705,501
2 衛生費国庫負担金	764,727	165,971	930,698
2 国庫補助金	11,152,371	353,118	11,505,489
1 総務費国庫補助金	340,087	8,223	348,310
2 民生費国庫補助金	8,399,557	28,288	8,427,845

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	1,448,772	1 普通交付税	1,448,772
2 児童福祉費負担金	4,054	1 保育所保育費自己負担金	4,054
1 社会福祉費負担金	31,202	1 保険基盤安定負担金 3 自立支援給付費負担金 (1 / 2) 6 障害児入所給付費等負担金 (1 / 2)	13,780 7,533 9,889
2 児童福祉費負担金	12,407	1 保育所運営費負担金 (5 / 10) 8 施設型給付費負担金 (5 / 10) 12 令和元年度施設等利用費負担金 (5 / 10)	3,964 2,884 5,559
3 生活保護費負担金	1,705	3 令和2年度生活保護費負担金 (3 / 4)	1,705
1 保健衛生費負担金	165,971	2 感染症患者入院医療費負担金 (3 / 4) 6 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	10,810 155,161
2 戸籍住民基本台帳費補助金	8,223	4 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	8,223
2 児童福祉費補助金	28,288	16 保育士等処遇改善臨時特例交付金 (10 / 10)	28,288

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	3 衛生費国庫補助金	1, 629, 261	35, 765	1, 665, 026
	4 商工費国庫補助金	133, 719	76, 771	210, 490
	5 土木費国庫補助金	310, 317	81, 474	391, 791
	7 教育費国庫補助金	316, 462	121, 287	437, 749
	8 労働費国庫補助金	11, 326	1, 310	12, 636
16 県支出金		6, 178, 380	112, 550	6, 290, 930
	1 県負担金	4, 366, 089	54, 402	4, 420, 491
	1 民生費県負担金	4, 135, 150	54, 402	4, 189, 552

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費補助金	1,009	5 母子保健衛生費国庫補助金	1,009
3 地方創生臨時交付金	34,756	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	34,756
2 地方創生臨時交付金	76,771	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	76,771
2 道路橋りょう費補助金	78,175	1 社会資本整備総合交付金	78,175
4 都市計画費補助金	3,299	1 社会資本整備総合交付金	3,299
2 小学校費補助金	44,423	3 小学校施設整備費補助金 7 学校保健特別対策事業費補助金	28,673 15,750
3 中学校費補助金	43,615	3 中学校施設整備費補助金 5 学校保健特別対策事業費補助金	34,165 9,450
5 地方創生臨時交付金	33,249	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	33,249
1 地方創生臨時交付金	1,310	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1,310
1 社会福祉費負担金	48,199	3 保険基盤安定負担金 4 自立支援給付費負担金(1/4) 5 障害児施設措置費(給付費等)負担金(1/4)	39,489 3,766 4,944

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
		2 県補助金	1,328,190	58,148	1,386,338
		3 衛生費県補助金	346,634	58,148	404,782
17	財産収入		153,113	△117	152,996
		1 財産運用収入	93,053	△117	92,936
		2 利子及び配当金	36,310	△117	36,193
18	寄附金		149,265	21,928	171,193
		1 寄附金	149,265	21,928	171,193
		2 総務費寄附金	115,834	6,449	122,283
		3 民生費寄附金	3,010	12,593	15,603
		4 衛生費寄附金	121	1,563	1,684
		5 土木費寄附金	300	1,323	1,623
19	繰入金		631,261	4,582	635,843
		1 基金繰入金	631,107	4,582	635,689

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	6,203	1 保育所運営費負担金 (2. 5 / 1 0) 7 施設型給付費負担金 (2. 5 / 1 0) 10 令和元年度施設等利用費負担金 (2. 5 / 1 0)	1,982 1,442 2,779
1 保健衛生費補助金	58,148	10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分)	58,148
1 利子収入	△117	3 公共施設等再編整備基金利子 5 文化振興基金利子	△115 △2
1 総務費指定寄附金	6,449	1 ふるさと基金寄附金 2 公共施設等再編整備基金寄附金 4 文化振興基金寄附金 5 姉妹都市交流基金寄附金 6 まち・ひと・しごと創生総合戦略・子育て世代転入促進事業寄附金	4,582 143 144 25 1,555
1 民生費指定寄附金	12,593	1 社会福祉基金寄附金 2 子ども未来応援基金寄附金	312 12,281
1 衛生費指定寄附金	1,563	1 太陽光発電設備普及啓発基金寄附金 2 ごみ減量化・資源化基金寄附金	711 852
1 土木費指定寄附金	1,323	1 緑のまちづくり基金寄附金	1,323

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	1	ふるさと基金繰入金	86,306	4,582	90,888
20	繰越金		3,852,467	306,799	4,159,266
	1	繰越金	3,852,467	306,799	4,159,266
		1 繰越金	3,852,467	306,799	4,159,266
21	諸収入		2,948,329	64,408	3,012,737
	5	雑入	802,657	64,408	867,065
		2 雑入	802,453	64,408	866,861
22	市債		5,923,453	△580,341	5,343,112
	1	市債	5,923,453	△580,341	5,343,112
		4 土木債	592,300	157,800	750,100
		6 教育債	1,207,300	297,100	1,504,400
		7 臨時財政対策債	3,778,253	△1,035,241	2,743,012
歳 入 合 計			87,475,130	1,947,038	89,422,168

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 ふるさと基金 繰入金	4,582	1 ふるさと基金繰入金	4,582
1 前年度繰越金	306,799	1 前年度繰越金	306,799
3 衛生費雑入	64,408	4 太陽光発電売電収入 6 有価物売却代	75 64,333
1 道路橋りょう 債	137,100	13 道路舗装事業債 14 上赤羽根堤線道路改良事業債 15 香川甘沼線道路改良事業債	84,800 49,300 3,000
3 都市計画債	20,700	3 新国道線街路事業債	20,700
1 小学校債	130,200	1 義務教育施設整備事業債	130,200
2 中学校債	166,900	1 義務教育施設整備事業債	166,900
1 臨時財政対策 債	△1,035,241	1 臨時財政対策債	△1,035,241

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,950,417	19,841	10,970,258		
1 総務管理費	9,097,977	11,618	9,109,595		
4 財政管理費	3,287,992	4,582	3,292,574	そ の 他	4,582
6 財産管理費	346,830	3,410	350,240	そ の 他	28
				一般財源	3,382
7 企画費	887,812	1,595	889,407	そ の 他	1,555
				一般財源	40
13 文化行政費	465,865	2,031	467,896	そ の 他	167
				一般財源	1,864
3 戸籍住民基本台帳費	816,212	8,223	824,435		
1 戸籍住民基本台帳費	816,212	8,223	824,435	国庫支出金	8,223
3 民生費	43,210,720	829,227	44,039,947		
1 社会福祉費	18,594,913	225,521	18,820,434		
1 社会福祉総務費	8,969,290	76,399	9,045,689	国庫支出金	13,780
				県支出金	39,489
				そ の 他	312
				一般財源	22,818
2 障がい者福祉費	6,024,745	109,522	6,134,267	国庫支出金	17,422
				県支出金	8,710

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	4,582	20 ふるさと基金積立金 4,582
11 需用費	3,372	10 庁舎維持管理経費 3,372
5 光熱水費	3,372	60 公共施設等再編整備基金積立金 38
25 積立金	38	
25 積立金	1,595	110 まち・ひと・しごと創生基金積立金 1,595
11 需用費	1,843	50 美術館管理運営事業経費 1,843
6 修繕料	1,843	60 文化振興基金積立金 158
25 積立金	188	160 姉妹都市交流基金積立金 30
13 委託料	8,223	100 社会保障・税番号制度推進事業費 8,223
19 負担金補助及 び交付金	312	40 社会福祉協議会関係経費 312 2 社会福祉基金補助金 312
23 償還金利子及 び割引料	66	100 国民健康保険事業保険基盤安定繰出金 71,027 130 介護保険事業特別会計繰出金 4,994 250 介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金 66
28 繰出金	76,021	
19 負担金補助及 び交付金	3,118	10 障がい者福祉管理経費 74,489 1 障がい者福祉管理経費 74,489

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
						一般財源	83,390
		9 体育施設費	606,076	39,600	645,676	一般財源	39,600
		2 児童福祉費	20,329,735	319,965	20,649,700		
		1 児童福祉総務費	4,616,426	71,173	4,687,599	国庫支出金	6,224
						県支出金	2,582
						そ の 他	12,281
						一般財源	50,086
		2 児童保育費	14,523,187	218,457	14,741,644	国庫支出金	31,580
						県支出金	3,621
						そ の 他	4,054
						一般財源	179,202
		5 地域児童福祉費	586,200	30,335	616,535	国庫支出金	2,891
						一般財源	27,444

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
20 扶助費	35,033	40 自立支援給付費 1 介護給付費 3 補装具給付費	15,253 9,777 5,476
23 償還金利子及 び割引料	71,371	90 障がい児支援給付費	19,780
13 委託料	39,600	20 体育館管理経費	39,600
1 報酬	560	10 職員給与費	500
3 職員手当等	500	20 児童福祉総務管理経費	14,747
6 時間外勤務手 当	500	40 民間保育所運営補助事業費	19,754
23 償還金利子及 び割引料	53,993	200 施設等利用費	20,052
25 積立金	16,120	210 子ども未来応援基金積立金	16,120
13 委託料	11,984	10 民間保育所等運営事業費	34,615
19 負担金補助及 び交付金	35,514	60 施設型給付費	9,798
23 償還金利子及 び割引料	170,959	70 地域型保育給付費	3,152
		80 施設等利用費	27,548
		130 子育て世帯への臨時特別給付金返還金	18,220
		140 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費返還金	14,499
		150 ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	107,070
		160 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費返還金	3,555
19 負担金補助及 び交付金	2,891	30 放課後児童健全育成事業費	30,335
23 償還金利子及 び割引料	27,444		

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					区 分	金 額
	3 生活保護費	4,286,072	283,741	4,569,813		
	1 生活保護総務費	187,539	283,741	471,280	一般財源	283,741
	2 扶助費	4,098,533	0	4,098,533	国庫支出金	1,705
					一般財源	△1,705
	4 衛生費	11,040,352	367,028	11,407,380		
	1 保健衛生費	7,230,554	301,390	7,531,944		
	1 保健衛生総務費	3,306,379	33,747	3,340,126	国庫支出金	33,747
	2 予防費	2,792,914	241,948	3,034,862	国庫支出金	165,971
					県支出金	58,148
					そ の 他	4,582
					一般財源	13,247
	3 母子衛生費	763,736	24,659	788,395	国庫支出金	2,018
					一般財源	22,641

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
23 償還金利子及び割引料	283,741	20 生活保護総務管理経費	283,741
19 負担金補助及び交付金	33,747	100 新型コロナウイルス感染症対策事業費	33,747
12 役務費	513	10 予防接種事業費	155,161
1 通信運搬費	513	4 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	155,161
		30 感染症対策事業費	14,225
13 委託料	155,161	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	72,562
14 使用料及び賃借料	841		
19 負担金補助及び交付金	56,794		
20 扶助費	14,414		
23 償還金利子及び割引料	14,225		
11 需用費	164	60 新型コロナウイルス感染症対策事業費	24,659
4 印刷製本費	164		
13 委託料	1,697		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		4 環境衛生費	167,169	1,036	168,205	そ の 他	786
						一般財源	250
		2 清掃費	3,809,798	65,638	3,875,436		
		1 清掃総務費	1,226,462	65,638	1,292,100	そ の 他	65,185
						一般財源	453
		5 労働費	242,462	1,310	243,772		
		1 労働諸費	242,462	1,310	243,772		
		1 労働諸費	242,462	1,310	243,772	国庫支出金	1,310
		7 商工費	1,970,158	77,612	2,047,770		
		1 商工費	1,970,158	77,612	2,047,770		
		1 商工振興費	1,911,276	77,612	1,988,888	国庫支出金	76,771
						一般財源	841
		8 土木費	5,298,761	224,574	5,523,335		
		2 道路橋りょう費	974,619	226,383	1,201,002		
		2 道路維持費	82,844	134,931	217,775	国庫支出金	42,150
						地 方 債	84,800
						一般財源	7,981

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	480		
23 償還金利子及び割引料	22,318		
25 積立金	1,036	90 太陽光発電設備普及啓発基金積立金	1,036
25 積立金	65,638	40 ごみ減量化・資源化基金積立金	65,638
25 積立金	1,310	50 新型コロナウイルス感染症対策事業費	1,310
22 補償補填及び賠償金	841	110 新型コロナウイルス感染症対策事業費	77,612
25 積立金	76,771		
13 委託料	3,129	10 道路舗装修繕事業費	134,931
15 工事請負費	131,802		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						区 分	金 額		
		3 道路新設改良費	456, 293	91, 452	547, 745	国庫支出金	36, 025		
						地 方 債	52, 300		
						一般財源	3, 127		
		4 都市計画費	3, 109, 363	△1, 809	3, 107, 554				
		1 都市計画総務費	2, 707, 613	△10, 533	2, 697, 080	一般財源	△10, 533		
		3 街路事業費	91, 820	6, 450	98, 270	国庫支出金	3, 299		
						地 方 債	20, 700		
						一般財源	△17, 549		
		4 緑化推進費	57, 310	2, 274	59, 584	そ の 他	1, 323		
						一般財源	951		
		10 教育費	6, 168, 280	427, 446	6, 595, 726				
				1 教育総務費	1, 056, 153	21, 276	1, 077, 429		
				2 事務局費	1, 049, 615	21, 276	1, 070, 891	地 方 債	15, 400
一般財源	5, 876								
2 小学校費	1, 721, 091			185, 335	1, 906, 426				
1 学校管理費	1, 343, 107			170, 882	1, 513, 989	国庫支出金	54, 285		
						地 方 債	116, 400		
						一般財源	197		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	31	60 市道改良事業費	91,452
1 消耗品費	31	3 上赤羽根堤線道路改良	85,124
		4 香川甘沼線道路改良	6,328
13 委託料	1,388		
17 公有財産購入費	31,729		
22 補償補填及び賠償金	58,304		
19 負担金補助及び交付金	△10,533	40 公共下水道事業会計負担金	△10,533
22 補償補填及び賠償金	6,450	40 新国道線街路事業費	6,450
25 積立金	2,274	30 緑のまちづくり基金積立金	1,482
		50 森林環境譲与税基金積立金	792
19 負担金補助及び交付金	21,276	80 教育事務委託負担金	21,276
11 需用費	31,500	90 学校施設整備事業費	139,382
1 消耗品費	31,500	130 新型コロナウイルス感染症対策事業費	31,500
15 工事請負費	139,382		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
						区 分	金 額					
	2	教育振興費	377, 984	14, 453	392, 437	国庫支出金	5, 888					
						地 方 債	5, 700					
						一般財源	2, 865					
	3	中学校費	812, 656	220, 835	1, 033, 491							
						1	学校管理費	国庫支出金	53, 065			
								地 方 債	159, 600			
								一般財源	121			
						2	教育振興費	214, 293	8, 049	222, 342	国庫支出金	8, 049
歳 出 合 計			87, 475, 130	1, 947, 038	89, 422, 168							

教育費

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	1,383	20 特別支援学級関係経費	14,453
1 消耗品費	1,383		
15 工事請負費	11,660		
18 備品購入費	1,410		
11 需用費	18,900	90 学校施設整備事業費	193,886
1 消耗品費	18,900	130 新型コロナウイルス感染症対策事業費	18,900
15 工事請負費	193,886		
22 補償補填及び 賠償金	8,049	80 新型コロナウイルス感染症対策事業費	8,049

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	給 与 費		計 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	報 酬 (千円)	職員手当 (千円)			
補 正 後	1,075,923	5,275,024	12,169,693	14,393,812	
補 正 前	1,075,363	5,274,524	12,168,633	14,392,752	
比 較	560	500	1,060	1,060	
職員手当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)			
	補 正 後	682,596			
	補 正 前	682,096			
	比 較	500			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	5,104,347	10,923,093	13,020,798	
補 正 前	5,103,847	10,922,593	13,020,298	
比 較	500	500	500	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)		
	補正後	682,596		
	補正前	682,096		
	比 較	500		

イ 会計年度任用職員

区 分	給 与 費		合 計 (千円)	備 考
	報 酬 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	1,075,923	1,246,600	1,373,014	
補 正 前	1,075,363	1,246,040	1,372,454	
比 較	560	560	560	

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	500	その他の増減分	500	時間外勤務手当 500 千円	

債 務 負 担 行 為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
こども予防接種予診票作成業務委託経費	千円 5,192		千円

に 関 す る 調 書

当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
令和3年度 ┆ 令和4年度	千円 5,192	千円	千円	千円	千円 5,192

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み			当 該 年 度 末	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			現 在 高 見 込 額	
		補正前の額	補 正 額	計	補 正 前	補 正 後
1 普 通 債	37,290,024	2,933,100	454,900	3,388,000	37,840,308	38,295,208
(7) 土 木	7,505,521	1,009,700	157,800	1,167,500	8,069,880	8,227,680
(10) 教 育	9,128,562	1,475,400	297,100	1,772,500	9,909,127	10,206,227
3 そ の 他	28,738,060	3,778,253	△ 1,035,241	2,743,012	29,955,362	28,920,121
(2) 臨時財政 対 策 債	28,201,641	3,778,253	△ 1,035,241	2,743,012	29,590,448	28,555,207
合 計	66,056,384	6,711,353	△ 580,341	6,131,012	67,823,970	67,243,629

令和 3 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 5 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 6 3 8, 2 0 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		4,766,199	△71,027	4,695,172
	1 国民健康保険料	4,766,199	△71,027	4,695,172
3 県支出金		15,362,455	180,000	15,542,455
	1 県補助金	15,362,455	180,000	15,542,455
5 繰入金		1,906,568	71,027	1,977,595
	1 一般会計繰入金	1,606,568	71,027	1,677,595
6 繰越金		21,905	370,000	391,905
	1 繰越金	21,905	370,000	391,905
歳 入 合 計		22,088,201	550,000	22,638,201

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		15,122,000	180,000	15,302,000
	1 療養諸費	13,219,905	180,000	13,399,905
3 国民健康保険事業費納付金		6,334,322	0	6,334,322
	1 医療給付費分	4,086,514	0	4,086,514
	2 後期高齢者支援金等分	1,591,978	0	1,591,978
	3 介護納付金分	655,830	0	655,830
6 国民健康保険運営基金		32	370,000	370,032
	1 国民健康保険運営基金	32	370,000	370,032
歳 出 合 計		22,088,201	550,000	22,638,201

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	4,766,199	△71,027	4,695,172
3 県支出金	15,362,455	180,000	15,542,455
5 繰入金	1,906,568	71,027	1,977,595
6 繰越金	21,905	370,000	391,905
歳 入 合 計	22,088,201	550,000	22,638,201

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	15,122,000	180,000	15,302,000
3 国民健康保険事業費納付金	6,334,322	0	6,334,322
6 国民健康保険運営基金	32	370,000	370,032
歳 出 合 計	22,088,201	550,000	22,638,201

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特	補 定	財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
180,000	0	0	0
0	0	71,027	△71,027
0	0	0	370,000
180,000	0	71,027	298,973

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	4,766,199	△71,027	4,695,172
1 国民健康保険料	4,766,199	△71,027	4,695,172
1 一般被保険者国民健康保険料	4,766,178	△71,027	4,695,151
3 県支出金	15,362,455	180,000	15,542,455
1 県補助金	15,362,455	180,000	15,542,455
1 保険給付費等交付金	15,362,455	180,000	15,542,455
5 繰入金	1,906,568	71,027	1,977,595
1 一般会計繰入金	1,606,568	71,027	1,677,595
1 一般会計繰入金	1,606,568	71,027	1,677,595
6 繰越金	21,905	370,000	391,905
1 繰越金	21,905	370,000	391,905
1 繰越金	21,905	370,000	391,905
歳 入 合 計	22,088,201	550,000	22,638,201

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年分	△37,216	1 医療給付費分現年分	△37,216
2 後期高齢者支 援金分現年分	△24,345	1 後期高齢者支援金分現年分	△24,345
3 介護納付金分 現年分	△9,466	1 介護納付金分現年分	△9,466
1 保険給付費等 交付金	180,000	1 普通交付金	180,000
1 保険基盤安定 繰入金	71,027	1 保険基盤安定繰入金	71,027
1 前年度繰越金	370,000	1 前年度繰越金	370,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 保険給付費	15,122,000	180,000	15,302,000		
1 療養諸費	13,219,905	180,000	13,399,905		
1 一般被保険者療養給付費	13,000,000	180,000	13,180,000	県支出金	180,000
3 国民健康保険事業費納付金	6,334,322	0	6,334,322		
1 医療給付費分	4,086,514	0	4,086,514		
1 一般被保険者医療給付費分	4,086,069	0	4,086,069	そ の 他	37,216
				一般財源	△37,216
2 後期高齢者支援金等分	1,591,978	0	1,591,978		
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,591,974	0	1,591,974	そ の 他	24,345
				一般財源	△24,345
3 介護納付金分	655,830	0	655,830		
1 介護納付金分	655,830	0	655,830	そ の 他	9,466
				一般財源	△9,466
6 国民健康保険運営基金	32	370,000	370,032		
1 国民健康保険運営基金	32	370,000	370,032		
1 国民健康保険運営基金	32	370,000	370,032	一般財源	370,000
歳 出 合 計	22,088,201	550,000	22,638,201		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	180,000	10 一般被保険者療養給付費	180,000
25 積立金	370,000	10 国民健康保険運営基金積立金	370,000

令和 3 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,983 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,490,992 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		3,732,488	8,774	3,741,262
	1 介護保険料	3,732,488	8,774	3,741,262
3 国庫支出金		3,488,900	10,406	3,499,306
	1 国庫負担金	2,875,369	7,182	2,882,551
	2 国庫補助金	613,531	3,224	616,755
4 支払基金交付金		4,368,961	10,786	4,379,747
	1 支払基金交付金	4,368,961	10,786	4,379,747
5 県支出金		2,362,986	5,800	2,368,786
	1 県負担金	2,226,714	5,800	2,232,514
6 繰入金		3,072,200	5,217	3,077,417
	1 一般会計繰入金	2,772,200	4,994	2,777,194
	2 基金繰入金	300,000	223	300,223
歳 入 合 計		17,450,009	40,983	17,490,992

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		15,459,927	39,948	15,499,875
	1 保険給付費	15,459,927	39,948	15,499,875
5 介護保険運営基金		459,499	816	460,315
	1 介護保険運営基金	459,499	816	460,315
6 諸支出金		53,529	219	53,748
	1 償還金及び還付加算金	52,473	219	52,692
歳 出 合 計		17,450,009	40,983	17,490,992

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	3,732,488	8,774	3,741,262
3 国庫支出金	3,488,900	10,406	3,499,306
4 支払基金交付金	4,368,961	10,786	4,379,747
5 県支出金	2,362,986	5,800	2,368,786
6 繰入金	3,072,200	5,217	3,077,417
歳 入 合 計	17,450,009	40,983	17,490,992

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	15,459,927	39,948	15,499,875
5 介護保険運営基金	459,499	816	460,315
6 諸支出金	53,529	219	53,748
歳 出 合 計	17,450,009	40,983	17,490,992

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
13,820	0	15,780	10,348
816	0	0	0
0	0	219	0
14,636	0	15,999	10,348

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	3,732,488	8,774	3,741,262
1 介護保険料	3,732,488	8,774	3,741,262
1 被保険者保険料	3,732,488	8,774	3,741,262
3 国庫支出金	3,488,900	10,406	3,499,306
1 国庫負担金	2,875,369	7,182	2,882,551
1 介護給付費負担金	2,875,369	7,182	2,882,551
2 国庫補助金	613,531	3,224	616,755
1 調整交付金	339,821	1,993	341,814
8 災害等臨時特例補助金	0	1,231	1,231
4 支払基金交付金	4,368,961	10,786	4,379,747
1 支払基金交付金	4,368,961	10,786	4,379,747
1 介護給付費交付金	4,182,147	10,786	4,192,933
5 県支出金	2,362,986	5,800	2,368,786
1 県負担金	2,226,714	5,800	2,232,514
1 介護給付費負担金	2,226,714	5,800	2,232,514
6 繰入金	3,072,200	5,217	3,077,417
1 一般会計繰入金	2,772,200	4,994	2,777,194

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	8,774	1 現年度分	8,774
1 現年度分	7,182	1 現年度分	7,182
1 調整交付金	838	1 調整交付金	838
2 特別調整交付金	1,155	1 特別調整交付金	1,155
1 災害等臨時特例補助金	1,231	1 災害等臨時特例補助金	1,231
1 現年度分	10,786	1 現年度分	10,786
1 介護給付費負担金	5,800	1 介護給付費負担金	5,800

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
	1	一般会計繰入金	2,772,200	4,994	2,777,194
	2	基金繰入金	300,000	223	300,223
	1	介護保険運営基金繰入金	300,000	223	300,223
歳 入 合 計			17,450,009	40,983	17,490,992

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 介護給付費繰入金	4,994	1 介護給付費繰入金	4,994
1 介護保険運営基金繰入金	223	1 介護保険運営基金繰入金	223

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 保険給付費	15,459,927	39,948	15,499,875		
1 保険給付費	15,459,927	39,948	15,499,875		
1 介護サービス諸費	14,345,843	39,948	14,385,791	国庫支出金	8,020
				県支出金	5,800
				そ の 他	15,780
				一般財源	10,348
5 介護保険運営基金	459,499	816	460,315		
1 介護保険運営基金	459,499	816	460,315		
1 介護保険運営基金	459,499	816	460,315	国庫支出金	816
6 諸支出金	53,529	219	53,748		
1 償還金及び還付加算金	52,473	219	52,692		
2 償還金	45,912	219	46,131	そ の 他	219
歳 出 合 計	17,450,009	40,983	17,490,992		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	39,948	10 介護サービス諸費	39,948
25 積立金	816	10 介護保険運営基金積立金	816
23 償還金利子及び割引料	219	10 償還金	219

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主要な建設改良費			
管渠建設事業費	864,329千円	40,009千円	904,338千円

（収益的收入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 公共下水道事業収益	5,675,372千円	76,783千円	5,752,155千円
第1項 営業収益	4,240,375千円	76,783千円	4,317,158千円
支出			
第1款 公共下水道事業費用	5,226,804千円	△62,493千円	5,164,311千円
第1項 営業費用	4,663,593千円	△77,475千円	4,586,118千円
第2項 営業外費用	556,346千円	14,982千円	571,328千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,921,399千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「不足する額1,921,408千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,709,009千円	40,000千円	1,749,009千円
第1項 企業債	1,168,700千円	26,000千円	1,194,700千円
第4項 補助金	127,698千円	14,000千円	141,698千円

支出

第1款 資本的支出	3,630,408千円	40,009千円	3,670,417千円
第1項 建設改良費	1,163,356千円	40,009千円	1,203,365千円

(企業債の補正)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
公 共 下 水 道 整 備 事 業	685,900	711,900
計	1,168,700	1,194,700

令和4年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業収益			5,675,372	76,783	5,752,155	
	1 営業収益		4,240,375	76,783	4,317,158	
		1 下水道使用料	2,889,933	87,316	2,977,249	
		2 他会計負担金	1,323,102	△ 10,533	1,312,569	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 公共下水道事業費用			5,226,804	△ 62,493	5,164,311	
	1 営業費用		4,663,593	△ 77,475	4,586,118	
		3 総 係 費	1,527,025	△ 77,475	1,449,550	
	2 営業外費用		556,346	14,982	571,328	
		2 消費税及び地方消費税	100,000	14,982	114,982	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			1,709,009	40,000	1,749,009	
	1 企業債		1,168,700	26,000	1,194,700	
		1 下水道債	1,168,700	26,000	1,194,700	
	4 補助金		127,698	14,000	141,698	
		1 国庫補助金	127,698	14,000	141,698	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			3,630,408	40,009	3,670,417	
	1 建設改良費		1,163,356	40,009	1,203,365	
		1 管渠建設事業費	864,329	40,009	904,338	

令和３年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	394,013	140,234	534,247
減価償却費	2,611,785		2,611,785
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	6,624		6,624
賞与引当金の増減額 (△は減少)	104		104
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	262		262
長期前受金戻入額	△ 1,119,905		△ 1,119,905
受取利息及び受取配当金	△ 345		△ 345
支払利息及び企業債取扱諸費	456,346		456,346
資産減耗費	6,800		6,800
未収金の増減額 (△は増加)	△ 10,821		△ 10,821
未払金の増減額 (△は減少)	△ 87,828	14,982	△ 72,846
小計	2,257,035	155,216	2,412,251
利息及び配当金の受取額	345		345
支払利息及び企業債取扱諸費支払額	△ 456,346		△ 456,346
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,801,034	155,216	1,956,250
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 978,257	△ 36,372	△ 1,014,629
無形固定資産の取得による支出	△ 85,226		△ 85,226
有価証券の取得による支出	△ 100,000		△ 100,000
国庫補助金等による収入	131,520	10,363	141,883
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	221,671		221,671
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 810,292	△ 26,009	△ 836,301
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	500,000		500,000
一時借入金の返済による支出	△ 500,000		△ 500,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,168,700	26,000	1,194,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 2,367,052		△ 2,367,052
他会計からの出資による収入	169,082		169,082
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,029,270	26,000	△ 1,003,270
資金増加額 (又は減少額)	△ 38,528	155,207	116,679
資金期首残高	1,813,665		1,813,665
資金期末残高	1,775,137	155,207	1,930,344

令和3年度茅ヶ崎市公共下水道事業補正予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位 千円)

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
資 産 の 部					
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	ア 土 地	3,219,348			3,219,348
	イ 建 物	1,076,375		1,076,375	
	ウ 減価償却累計額	△ 265,059		△ 265,059	811,316
	エ 構築物	79,062,811		79,062,811	
	オ 減価償却累計額	△ 21,101,572		△ 21,101,572	57,961,239
	カ 機械及び装置	7,421,348		7,421,348	
	キ 減価償却累計額	△ 4,024,485		△ 4,024,485	3,396,863
	ク 車両及び運搬具	3,747		3,747	
	コ 減価償却累計額	△ 1,468		△ 1,468	2,279
	カ 工具、器具及び備品	5,081		5,081	
	キ 減価償却累計額	△ 2,885		△ 2,885	2,196
	ク 建設仮勘定	160,628	36,372	197,000	65,590,241
(2)	無 形 固 定 資 産				
	ア 地上権	23,207		23,207	
	イ 施設利用権	2,164,598		2,164,598	
	ウ ソフトウェア	82		82	
	無 形 固 定 資 産 合 計				2,187,887
(3)	投 資 有 価 証 券	300,000		300,000	
	イ 出 資 金	4,370		4,370	
	投 資 合 計				304,370
	固 定 資 産 合 計				68,082,498
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金	1,775,137	155,207		1,930,344
(2)	未 収 金				
	ア 営業未収金	544,127		544,127	
	イ 貸倒引当金	△ 1,498		△ 1,498	542,629
	ウ 営業外未収金	21,100		21,100	
	エ その他未収金	0		0	
	未 収 金 合 計				563,729
(3)	そ の 他 流 動 資 産				
	ア 前 払 費 用	24		24	
	イ 前 払 金	0		0	
	そ の 他 流 動 資 産 合 計				24
	流 動 資 産 合 計				2,494,097
	資 産 合 計				70,576,595

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
3	負債の部				
(1)	固定負債				
ア	建設改良費等の財源に充てるための企業債	25,317,653	26,000	<u>25,343,653</u>	
	企業債合計				25,343,653
(2)	引当金				
ア	退職給付引当金	49,948		<u>49,948</u>	
	引当金合計				<u>49,948</u>
	固定負債合計				25,393,601
4	流動負債				
(1)	企業債				
ア	建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,340,310		<u>2,340,310</u>	
	企業債合計				2,340,310
(2)	未払金				
ア	営業未払金	327,867		327,867	
イ	営業外未払金	25,000	14,982	39,982	
ウ	建設改良費未払金	84,028		84,028	
エ	その他の未払金	0		<u>0</u>	
	未払金合計				451,877
(3)	引当金				
ア	賞与引当金	8,577		<u>8,577</u>	
	引当金合計				8,577
(4)	その他の流動負債				
ア	預り金	750		750	
イ	預り有価証券	0		<u>0</u>	
	その他の流動負債合計				<u>750</u>
	流動負債合計				2,801,514
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
ア	国県長期前受補助金	17,159,902	10,363	17,170,265	
イ	他会計長期前受補助金	7,607,437		7,607,437	
ウ	その他長期前受金	8,115,432		<u>8,115,432</u>	
	長期前受金合計				32,893,134
(2)	長期前受金収益化累計額				
ア	国県長期前受補助金累計額	△ 5,642,278		△ 5,642,278	
イ	他会計長期前受補助金累計額	△ 3,320,610		△ 3,320,610	
ウ	その他長期前受金累計額	△ 2,540,253		<u>△ 2,540,253</u>	
	長期前受金収益化累計額合計				<u>△ 11,503,141</u>
	繰延収益合計				<u>21,389,993</u>
	負債合計				49,585,108
6	資本の部				
(1)	自己資本				
ア	資本金	16,372,363		<u>16,372,363</u>	
	資本金合計				16,372,363
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
ア	受贈財産評価額	1,061,904		1,061,904	
イ	負担金	520		520	
ウ	補助金	2,494,989		<u>2,494,989</u>	
	資本剰余金合計				3,557,413
(2)	利益剰余金				
ア	建設改良積立金	80,000		80,000	
イ	当年度未処分利益剰余金	841,477	140,234	<u>981,711</u>	
	利益剰余金合計				<u>1,061,711</u>
	剰余金合計				<u>4,619,124</u>
	資本合計				<u>20,991,487</u>
	負債資本合計				<u>70,576,595</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 投資有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

ア 投資有価証券

取得原価

イ 出資金

出資金額

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 28～50年

機械及び装置 6～20年

車両及び運搬具 4年

工具、器具及び備品 5年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

地上権 5年

施設利用権 35年

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している（一般会計が負担すると見込まれる額を除く）。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は19,389,582千円である。

3 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市公共下水道事業では、公共下水道事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	144 千円
1年超	0 千円
計	144 千円

5 その他

(1) 賞与引当金の取り崩し

当年度において、期末勤勉手当として49,952千円を支給予定であるため、賞与引当金9,205千円を取り崩す予定である。

令和 3 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下
収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 公共下水道事業収益	5,675,372	76,783	5,752,155
1 営業収益	4,240,375	76,783	4,317,158
1 下水道使用料	2,889,933	87,316	2,977,249
2 他会計負担金	1,323,102	△ 10,533	1,312,569

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 公共下水道事業費用	5,226,804	△ 62,493	5,164,311
1 営業費用	4,663,593	△ 77,475	4,586,118
3 総係費	1,527,025	△ 77,475	1,449,550
2 営業外費用	556,346	14,982	571,328
2 消費税及び地方消費税	100,000	14,982	114,982

水道事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 下水道使用料	87,316	1 下水道使用料	87,316
1 一般会計負担金	△ 10,533	1 雨水処理負担金	△ 10,533

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
30 負担金	△ 77,475	90 相模川流域下水道維持管理費負担金	△ 77,475
66 消費税及び地方消費税	14,982	10 消費税及び地方消費税	14,982

令和 3 年 度 茅 ヶ 崎 市 公 共 下
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	1,709,009	40,000	1,749,009
1 企業債	1,168,700	26,000	1,194,700
1 下水道債	1,168,700	26,000	1,194,700
4 補助金	127,698	14,000	141,698
1 国庫補助金	127,698	14,000	141,698

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	3,630,408	40,009	3,670,417
1 建設改良費	1,163,356	40,009	1,203,365
1 管渠建設事業費	864,329	40,009	904,338

水道事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 公共下水道債	26,000	1 下水道整備事業債	26,000
1 公共下水道国庫補助金	14,000	1 社会資本整備総合交付金	14,000

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
27 工事請負費	40,009	40 地震対策事業費	40,009

令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第 5 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2） 年間患者数			
入 院	105,850人	△9,125人	96,725人
（3） 一日平均患者数			
入 院	290人	△25人	265人

（収益的收入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的收入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第 1 款 病院事業収益	12,072,922千円	1,788,622千円	13,861,544千円
第 1 項 医 業 収 益	10,688,045千円	△572,520千円	10,115,525千円
第 2 項 医業外収益	1,381,805千円	2,361,142千円	3,742,947千円
令和 4 年 3 月 1 日提出			

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案する。

令和 3 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1 病院事業収益			12,072,922	1,788,622	13,861,544	
	1 医 業 収 益		10,688,045	△ 572,520	10,115,525	
		1 入 院 収 益	6,693,502	△ 572,520	6,120,982	
	2 医 業 外 収 益		1,381,805	2,361,142	3,742,947	
		2 補 助 金	36,844	2,361,142	2,397,986	

令和３年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益（△は当年度純損失）	△ 622,849	1,788,622	1,165,773
減価償却費	784,320		784,320
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 100,207		△ 100,207
賞与引当金の増減額（△は減少）	72,320		72,320
貸倒引当金の増減額（△は減少）	11,257		11,257
その他引当金（法定福利費引当金）の増減額（△は減少）	23,898		23,898
長期前受金戻入額	△ 221,522		△ 221,522
受取利息及び受取配当金	△ 1		△ 1
支払利息	111,219		111,219
長期前払消費税勘定償却	19,618		19,618
固定資産除却費	7,500		7,500
その他特別損失	3,100		3,100
未収金の増減額（△は増加）	165,957		165,957
未払金の増減額（△は減少）	△ 149,811		△ 149,811
たな卸資産の増減額（△は増加）	48,500		48,500
その他流動負債の増減額（△は減少）	<u>6,401</u>		<u>6,401</u>
小計	159,700	1,788,622	1,948,322
利息及び配当金の受取額	1		1
利息の支払額	△ 111,219		△ 111,219
消費税及び地方消費税の支払額	<u>△ 32,400</u>		<u>△ 32,400</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	16,082	1,788,622	1,804,704
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 671,209		△ 671,209
長期貸付金の投資による支出（看護師等奨学金）	△ 600		△ 600
その他投資による支出（医師公舎敷金）	△ 2,800		△ 2,800
その他投資の返還による収入	1,050		1,050
国庫補助金等による収入	23,675		23,675
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>479,677</u>		<u>479,677</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 170,207		△ 170,207
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△ 1,000,000		△ 1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	908,700		908,700
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 748,704		△ 748,704
リース債務返済による支出	<u>△ 109,659</u>		<u>△ 109,659</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,337		50,337
資金増加額（又は減少額）	△ 103,788	1,788,622	1,684,834
資金期首残高	<u>1,457,095</u>		<u>1,457,095</u>
資金期末残高	1,353,307	1,788,622	3,141,929

令和3年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和4年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	18,629,272	18,629,272	
減 価 償 却 累 計 額	△ 10,705,996	<u>△ 10,705,996</u>	7,923,276
ウ 構 築 物	267,084	267,084	
減 価 償 却 累 計 額	△ 176,404	<u>△ 176,404</u>	90,680
エ 器 械 備 品	4,916,690	4,916,690	
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,973,508	<u>△ 3,973,508</u>	943,182
オ 車 両	5,749	5,749	
減 価 償 却 累 計 額	△ 5,462	<u>△ 5,462</u>	287
カ リ ー ス 資 産	157,436	157,436	
減 価 償 却 累 計 額	△ 50,834	<u>△ 50,834</u>	106,602
キ 建 設 仮 勘 定	0		0
有 形 固 定 資 産 合 計			9,400,291
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	0		0
無 形 固 定 資 産 合 計			1,803
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	50,600		50,600
イ 長 期 前 払 消 費 税	118,101		118,101
ウ そ の 他 投 資	7,935		<u>7,935</u>
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>176,636</u>
固 定 資 産 合 計			9,578,730
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	1,353,307	1,788,622	3,141,929
(2) 未 収 金	1,889,777		1,889,777
貸 倒 引 当 金	△ 109,131		<u>△ 109,131</u>
(3) 貯 蔵 品	99,614		<u>99,614</u>
流 動 資 産 合 計			<u>5,022,189</u>
資 産 合 計			<u>14,600,919</u>

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負債の部					
3	固定負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,506,209		<u>7,506,209</u>	
	企業債合計				7,506,209
(2)	リース債	75,001			75,001
(3)	引当金				
	ア 退職給付引当金	1,624,931		<u>1,624,931</u>	
	引当金合計				<u>1,624,931</u>
	固定負債合計				9,206,141
4	流動負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	764,356		<u>764,356</u>	
	企業債合計				764,356
(2)	リース債	42,016			42,016
(3)	未払金	835,087			835,087
(4)	引当金				
	ア 賞与引当金	354,269		354,269	
	イ 修繕引当金	1		1	
	ウ その他引当金	85,288		<u>85,288</u>	
	引当金合計				439,558
(5)	その他流動負債				
	ア 預り金	49,142		<u>49,142</u>	
	その他流動負債合計				<u>49,142</u>
	流動負債合計				2,130,159
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 補助金	742,711		742,711	
	イ 一般会計繰入金	6,058,821		6,058,821	
	ウ その他の他	0		<u>0</u>	
	長期前受金合計				6,801,532
(2)	収益化累計額				
	ア 補助金	△ 354,662		△ 354,662	
	イ 一般会計繰入金	△ 5,389,400		△ 5,389,400	
	ウ その他の他	0		<u>0</u>	
	収益化累計額合計				<u>△ 5,744,062</u>
	繰延収益合計				<u>1,057,470</u>
	負債合計				<u>12,393,770</u>
資本の部					
6	資本金	5,383,111			5,383,111
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	ア 受贈財産評価額	320		320	
	イ 寄附金	20,811		20,811	
	ウ 補助金	219,150		219,150	
	エ その他資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>	
	資本剰余金合計				1,779,192
(2)	欠損				
	ア 当年度未処理欠損金	6,743,776	△ 1,788,622	<u>4,955,154</u>	
	欠損金合計				<u>4,955,154</u>
	剰余金合計				<u>△ 3,175,962</u>
	資本合計				<u>2,207,149</u>
	負債資本合計				<u>14,600,919</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

- ・減価償却の方法
定額法による。

- ・主な耐用年数

建物	15～39 年
構築物	10～25 年
器械備品	4～20 年
車両	5～ 6 年

イ 無形固定資産

- ・減価償却の方法
定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4か月分)を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設期間中(平成10年度から平成15年度)及び別棟建設期間中(平成28年度から令和元年度)に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 120,533 千円、132,586 千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,162,920千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和 3 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院
収 益 の 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病 院 事 業 収 益	12,072,922	1,788,622	13,861,544
1 医 業 収 益	10,688,045	△ 572,520	10,115,525
1 入 院 収 益	6,693,502	△ 572,520	6,120,982
2 医 業 外 収 益	1,381,805	2,361,142	3,742,947
2 補 助 金	36,844	2,361,142	2,397,986

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 入 院 収 益	△ 572,520	(年間患者数 96,725 人) (1 人 1 日 平均収入 62,742 円)
2 県 補 助 金	2,361,142	

茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。第 7 条において同じ。）を推進するため、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(1) 市の資金

(2) 基金の趣旨に沿う寄附金

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 6 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 7 条 基金は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を推進することを目的として、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生基金を設置するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中	茅ヶ崎市総合計画審議会	茅ヶ崎市の総合計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	25 人以内	を
	茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 1 項の規定に基づくまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	12 人以内	

茅ヶ崎市総合計画審議会	茅ヶ崎市の総合計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	25 人以内	に改める。
-------------	---	--------	-------

附 則

- この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員の項を削る。

令和4年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略を茅ヶ崎市総合計画の実施計画に統合することから、茅ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会を廃止するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成 10 年茅ヶ崎市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中	茅ヶ崎市立病院 運営協議会	茅ヶ崎市立病院の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	10 人以内	を
	茅ヶ崎市立病院 在り方検討委員会	経営形態その他の茅ヶ崎市立病院の在り方に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	12 人以内	

茅ヶ崎市立病院 運営協議会	茅ヶ崎市立病院の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	10 人以内	に改める。
------------------	--	--------	-------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年茅ヶ崎市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市立病院在り方検討委員会委員の項を削る。

令和 4 年 3 月 1 日提出

提案理由

本案は、所期の目的を達成したことから、茅ヶ崎市立病院在り方検討委員会を廃止するため提案する。

茅ヶ崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成 8 年茅ヶ崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項」に改め、第 3 条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和 26 年茅ヶ崎市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項を附則第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

(病院給食調理員であった者の給料の特例)

- 4 令和 4 年 3 月 31 日において病院の給食の調理業務に従事していた職員で、同年 4 月以後にその者の受ける給料月額が同年 3 月に支給された給料月額（以下「旧給料月額」という。）に達しないこととなるもの（同年 4 月 1 日以後に再任用職員となったものを除く。）には、その者の受ける給料月額が旧給料月額に達することとなるまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成 28 年茅ヶ崎市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同条第 2 項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前項第 4 号」を「前項第 3 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 12 条第 1 項中「が正規の勤務時間」の次に「(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 28 年茅ヶ崎市条例第 38 号）第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条及び第 14 条第 1 項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市立病院の給食の調理業務を委託することに伴い職務の内容が変わることとなる職員の給与について、調整措置を講ずるため提案する。

茅ヶ崎市職員給与条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員給与条例（昭和 26 年茅ヶ崎市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の表 5 級の項中「消防署の出張所の所長」を「分署長、消防署の出張所の所長」に改め、同表 6 級の項中「6 隊長の職務」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、寒川町の消防業務に関する事務の受託に伴う茅ヶ崎市消防署の組織再編により新たに設けられた職を、職員の職務の級の分類の基準となるべき職務として定めるため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項及び6の項を次のように改める。

5 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（次項及び6の2の項に規定する場合におけるものを除く。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 屋台型臨時営業（食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）別表第2の1の項(2)アに規定する屋台型臨時営業をいう。以下同じ。） 4,000円 (2) 次に掲げる営業（次項及び6の2の項において「飲食店営業等」という。） 16,000円 ア 屋台型臨時営業以外の飲食店営業 イ 水産製品製造業 ウ みそ又はしょうゆ製造業 エ 酒類製造業 (3) 次に掲げる営業（次項及び6の2の項において「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等」という。） 9,600円 ア 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 イ 食肉販売業 ウ 魚介類販売業 エ 集乳業 (4) 次に掲げる営業（次項及び6の2の項において「魚介類競り売り営業等」という。） 21,000円 ア 魚介類競り売り営業 イ 乳処理業 ウ 特別牛乳搾取処理業 エ 食肉処理業 オ 食品の放射線照射業 カ 乳製品製造業 キ 清涼飲料水製造業 ク 食肉製品製造業 ケ 氷雪製造業 コ 食用油脂製造業 サ そうざい製造業 シ 複合型そうざい製造業 ス 冷凍食品製造業 セ 複合型冷凍食品製造業 ソ 密封包装食品製造業 タ 添加物製造業 (5) 次に掲げる営業（次項及び6の2の項において「菓子製造業等」という。） 14,000円 ア 菓子製造業 イ アイスクリーム類製造業 ウ 液卵製造業 エ 豆腐製造業 オ 納豆製造業
--	---

	カ 麺類製造業 キ 漬物製造業 ク 食品の小分け業	
6 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（同項の許可の有効期間（5月を超えるものに限る。）の満了に際し引き続き同一の営業に係る同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 屋台型臨時営業 3,000円 (2) 飲食店営業等 12,000円 (3) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等 7,200円 (4) 魚介類競り売り営業等 15,750円 (5) 菓子製造業等 10,500円	

別表第1の6の項の次に次の1項を加える。

6の2 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査（5月を超えない期間を付した同項の許可を受けようとする場合におけるものに限る。）	次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 屋台型臨時営業 2,000円 (2) 飲食店営業等 8,000円 (3) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業等 4,800円 (4) 魚介類競り売り営業等 10,500円 (5) 菓子製造業等 7,000円	
---	---	--

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、食品衛生法に基づく営業の許可のうち短期間のものに係る審査の手数料の額を見直すとともに、飲食店営業のうち臨時的な行事において仮設店舗で簡易な調理をするものの施設についての基準を神奈川県が新設したことに伴い当該営業の許可の審査について手数料を徴収するため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第41条」の次に「及び第41条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第23条中「第41条」の次に「及び第41条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第41条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第41条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（第4項において「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第41条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第17条又は第20条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料

額に第41条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）

5 第17条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条又は第20条」とあるのは「第26条又は第29条」と、「第17条第2項」とあるのは「第26条第2項」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条、第23条及び第41条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和4年3月1日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額を減額することとする等のため提案する。

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市道路占用料徴収条例（昭和 4 7 年茅ヶ崎市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 9 条第 2 項」の次に「、第 3 9 条の 2 第 5 項」を加え、「及びその」を「の額及び徴収方法、占用料の額の最低額の下限の額並びに」に改める。

第 7 条を第 8 条とし、第 3 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（占用料の額の最低額の下限の額）

第 3 条 法第 3 9 条の 2 第 5 項の条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、入札対象施設等（同条第 1 項に規定する入札対象施設等をいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間の初日の属する月から市長が定める期間の末日の属する月までの月数（同表の規定により占用料の額が日額で定められている占用物件に係る占用料の額を計算する場合にあっては、市長が定める期間の日数）を乗じて得た額（その額が 1 0 0 円に満たない場合にあっては 1 0 0 円とし、その額が 1 0 0 円を超える場合であって、その額に 1 0 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）とする。
附則第 3 項中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、道路占用料の額についての入札により道路を占用する者を決定できることとすることにより、占用料収入の増加を図るため提案する。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

住 所 (略)
氏 名 大 八 木 浩 一
生年月日 (略)

提案理由

本案は、固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第 423 条第 3 項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

大 八 木 浩 一
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 税 法 抜 粋

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第 4 2 3 条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

(第 2 項省略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(第 4 項及び第 5 項省略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第 7 項から第 9 項まで省略)

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- 1 動 産 の 名 称 茅ヶ崎市立小中学校 G I G A スクール大型提示装置
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 69, 223, 000 円
- 4 納 入 期 限 令和 4 年 3 月 31 日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1
富士ソフト株式会社 営業本部
取締役 執行役員 営業本部 本部長 森本 真里

提案理由

本案は、茅ヶ崎市立小中学校 G I G A スクール大型提示装置の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和4年3月1日提出

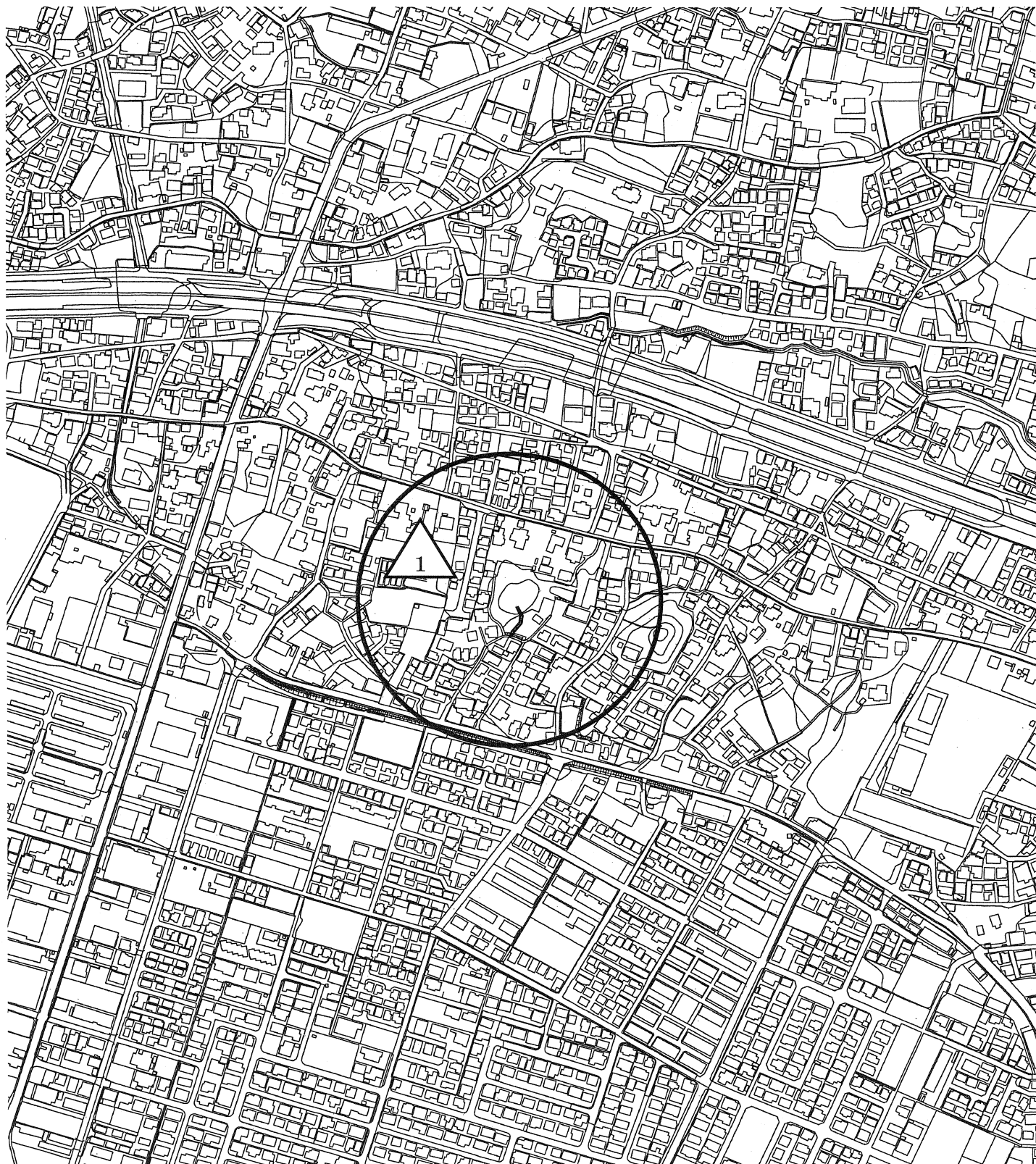
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	3378号線	高 田 一 丁 目 1 5 3 3 番 地 先	高 田 一 丁 目 1 5 3 0 番 地 先	m 37.00	m 1.82

提案理由

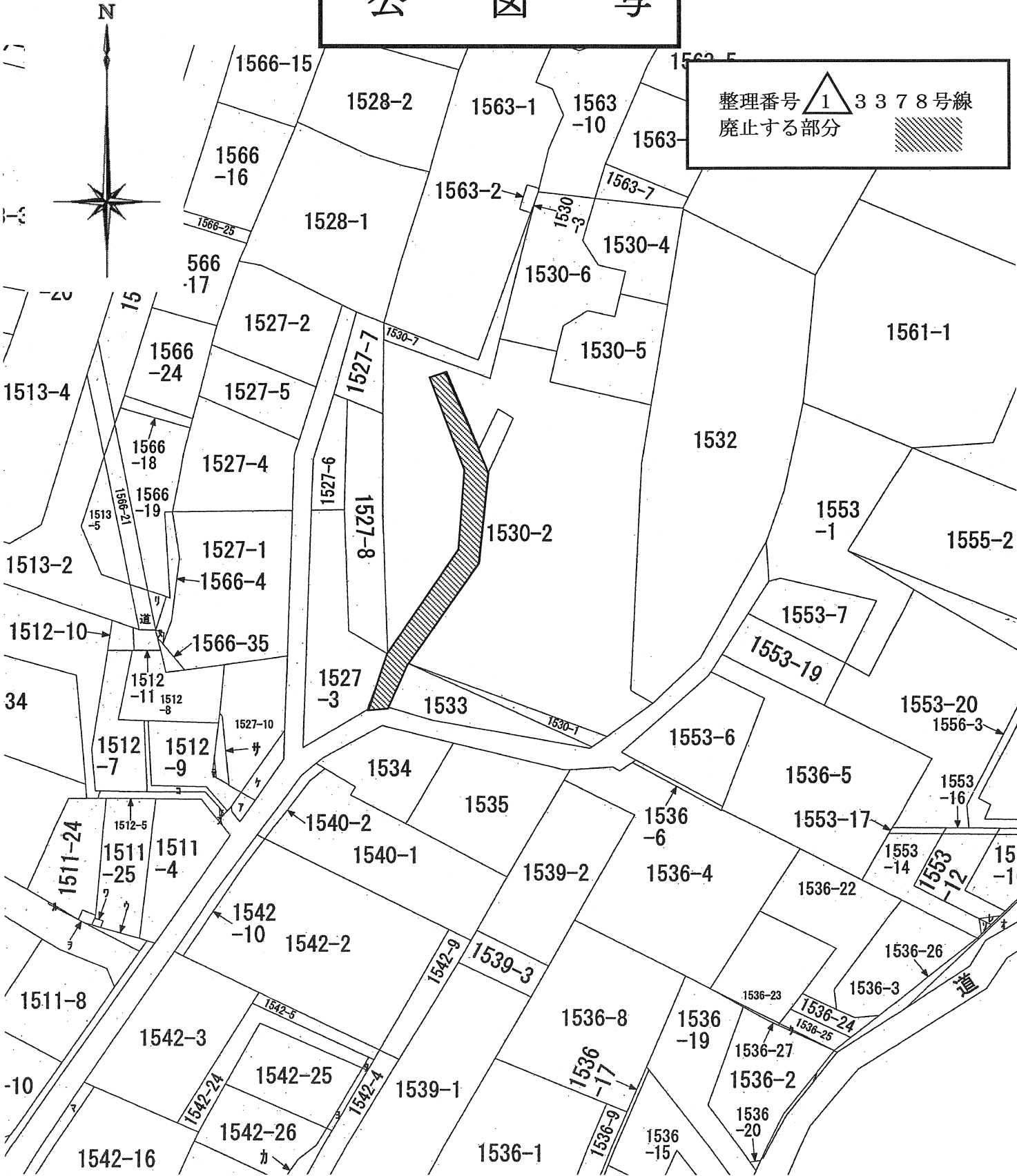
本案は、開発予定区域内の一般交通の用に供する必要がなくなった区間を含む、市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



公 函 写

整理番号  3 3 7 8 号線
廃止する部分 



市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和4年3月1日提出

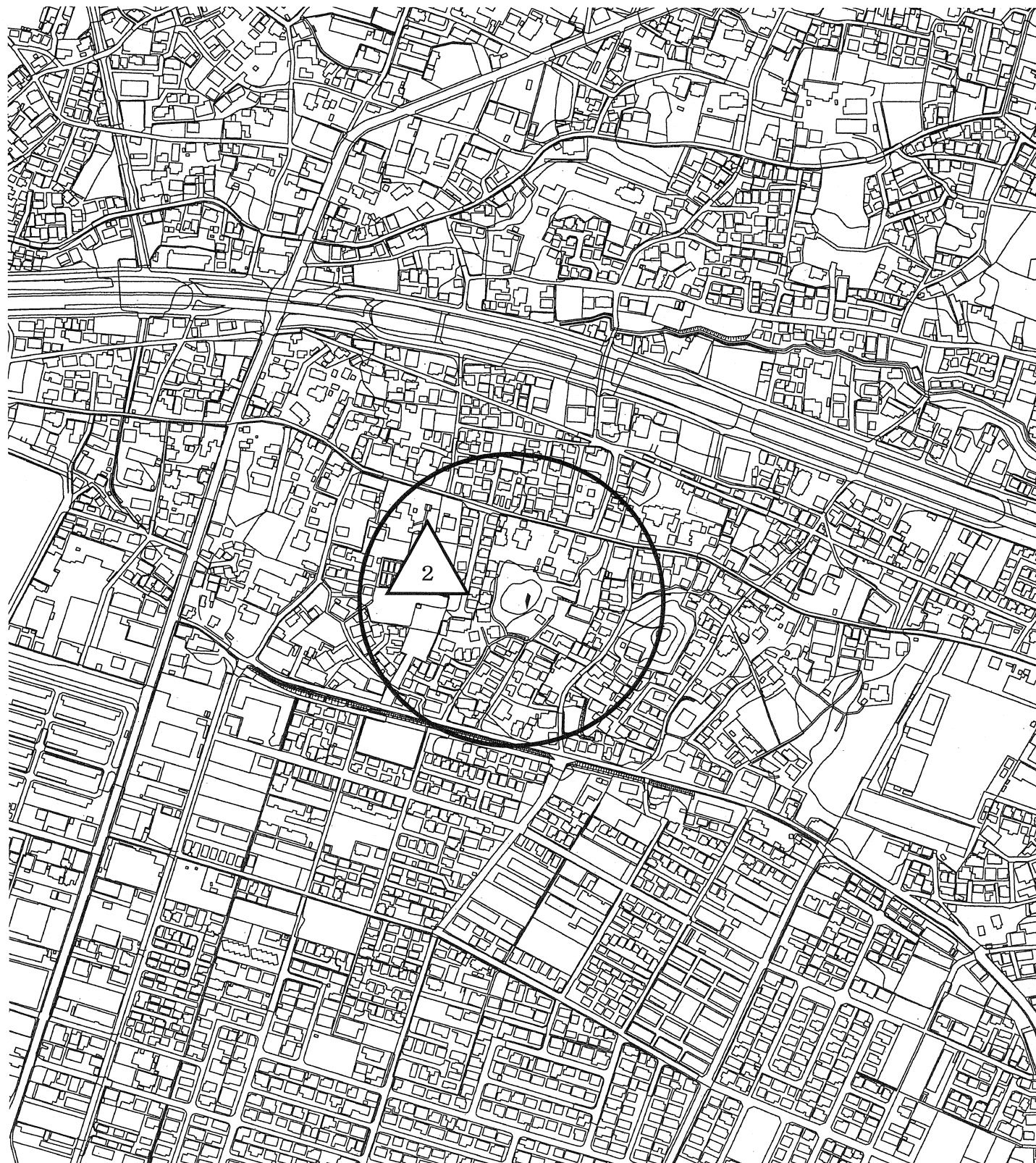
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	3379号線	高 田 一 丁 目 1 5 3 1 番 地 先	高 田 一 丁 目 1 5 3 1 番 地 先	m 4.61	m 1.82

提案理由

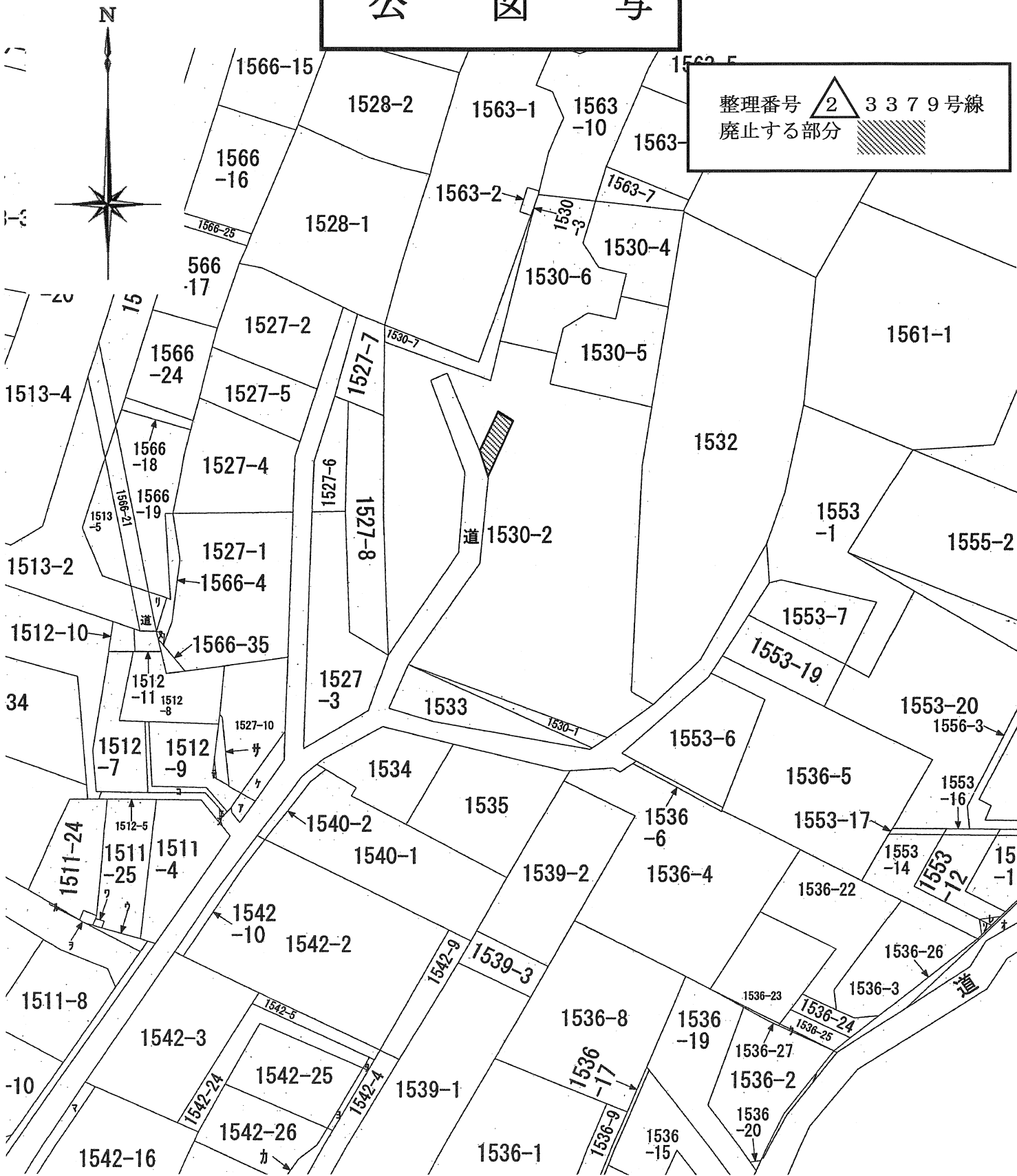
本案は、開発予定区域内の一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により提案する。

案 内 図



寫 函 公

整理番号 2 3379号線
廃止する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

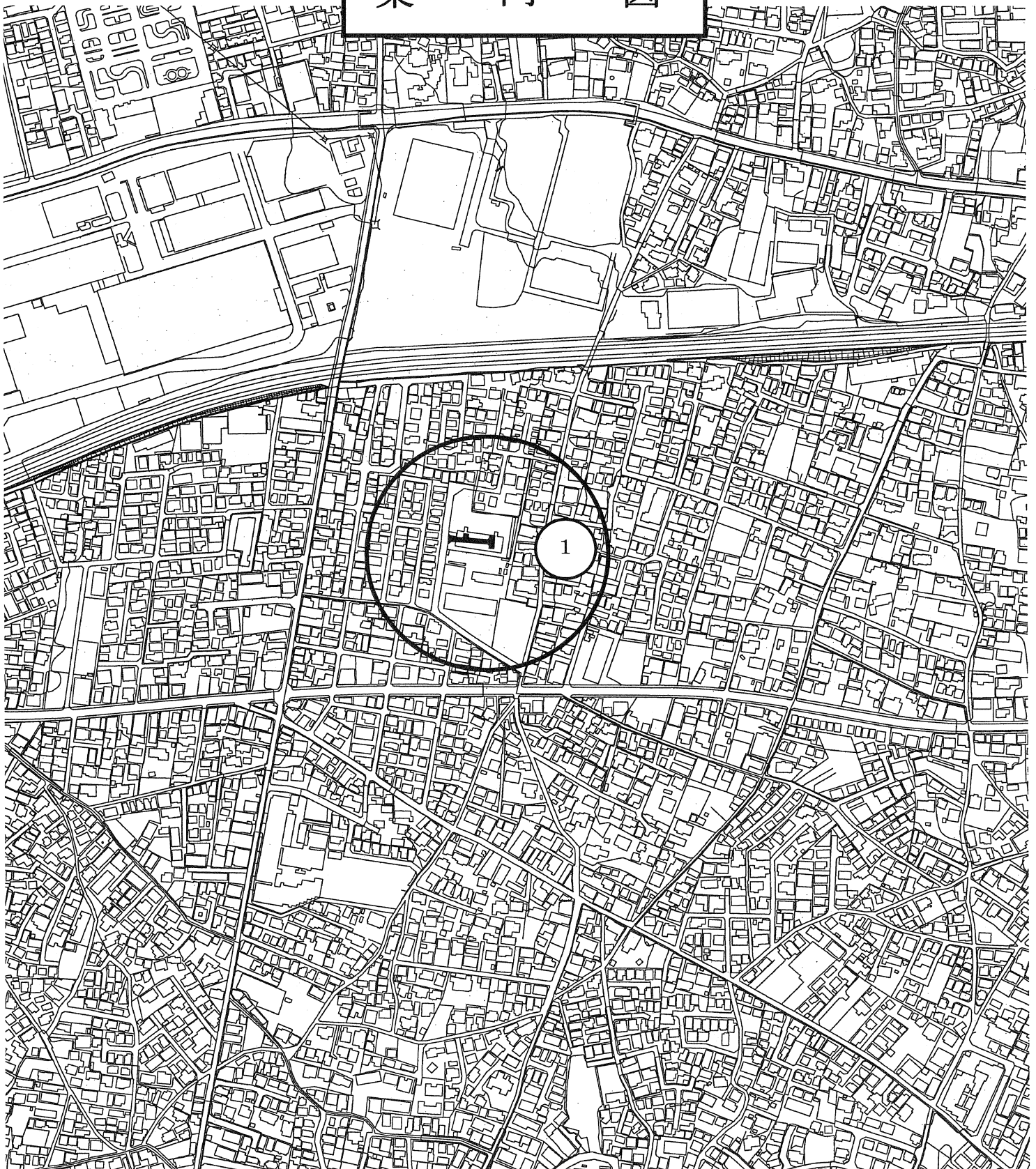
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1960 号線	ひ ば り が 丘 1725 番 27 地先	ひ ば り が 丘 1725 番 17 地先	m 65.41	m 4.50

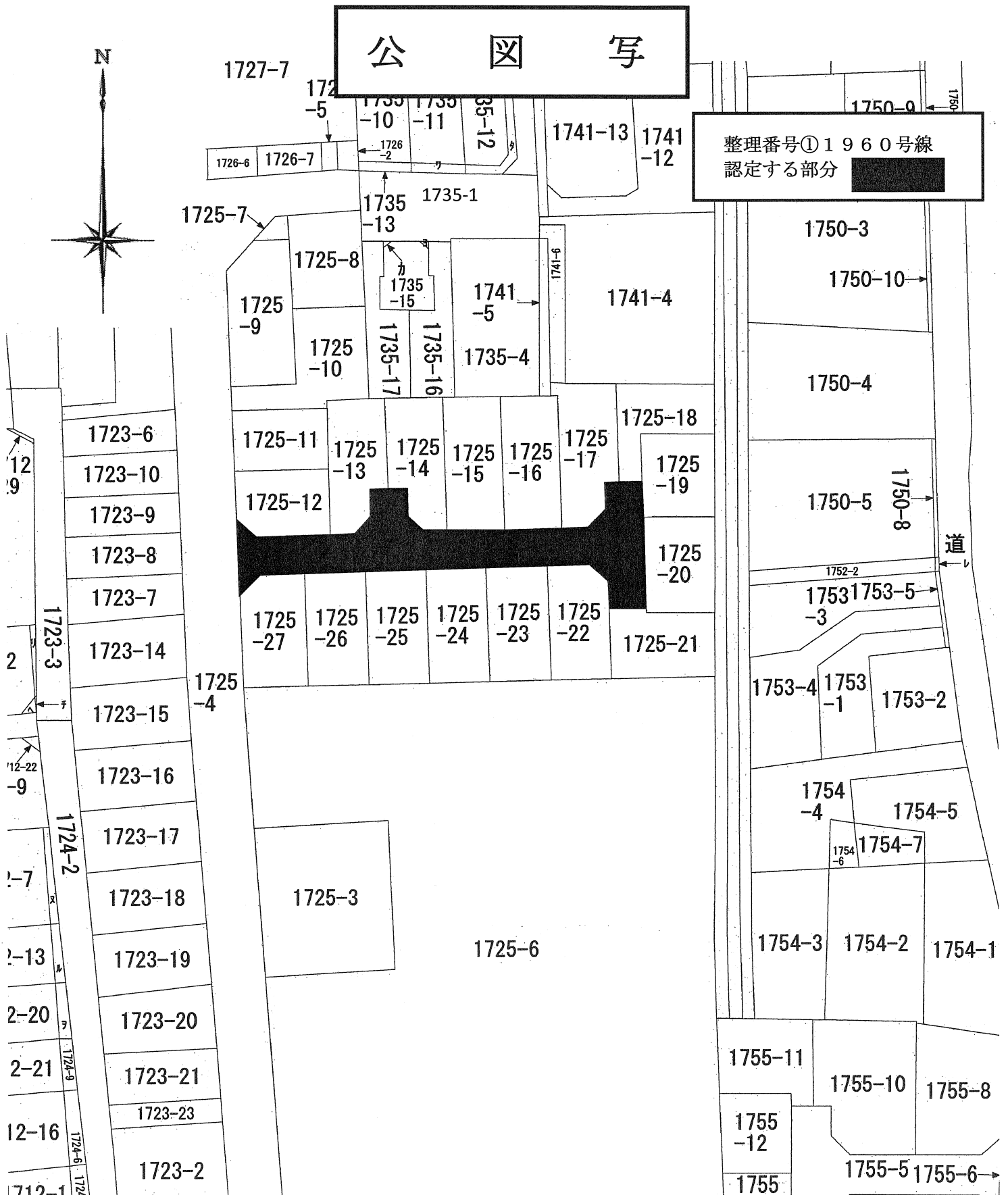
提案理由

本案は、大和ハウス工業株式会社が築造し、令和 3 年 12 月 28 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年3月1日提出

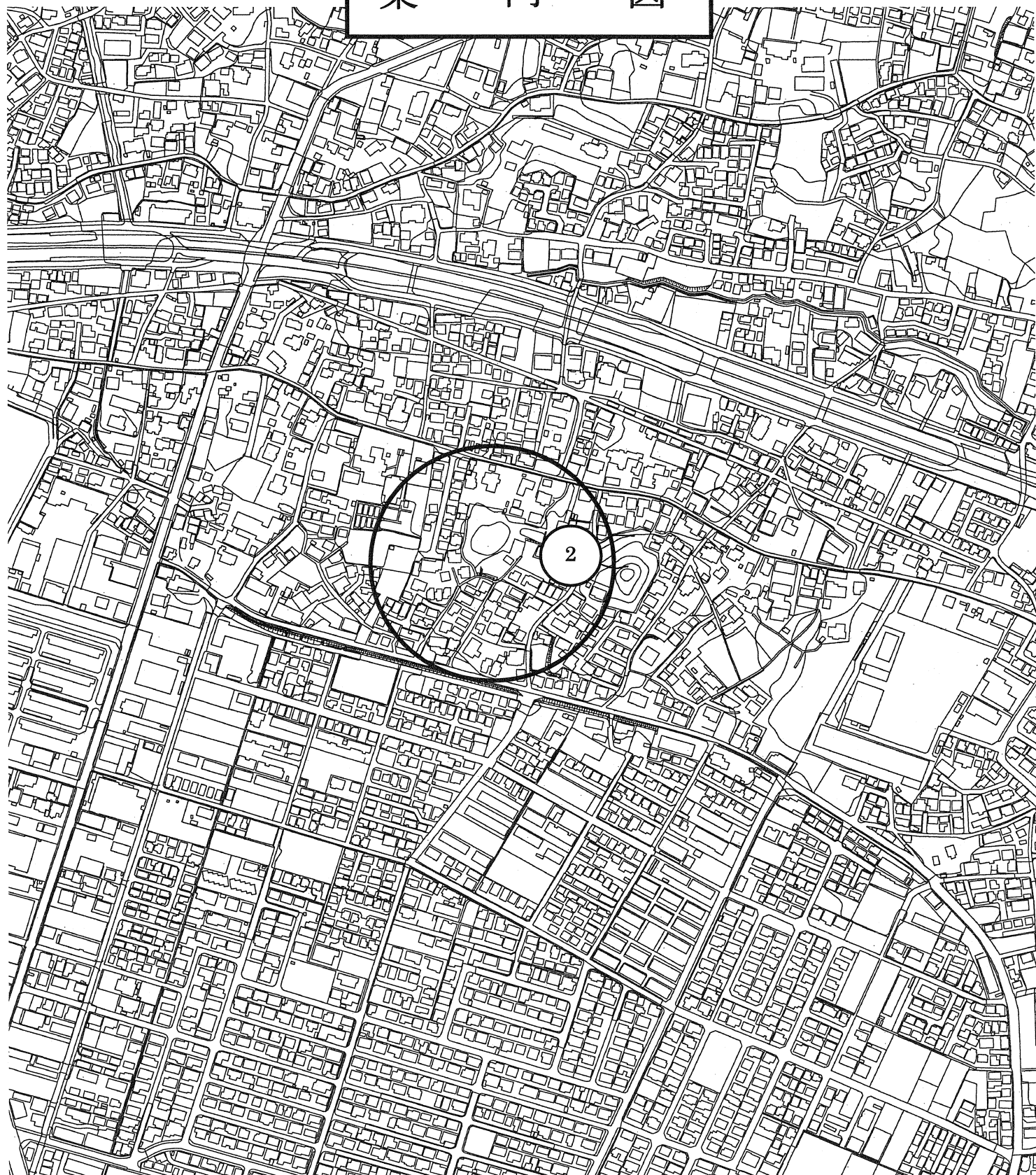
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	3520号線	高 田 一 丁 目 1 5 3 3 番 地 先	高 田 一 丁 目 1 5 2 7 番 3 地 先	m 7.90	1.88 m ~ 1.91

提案理由

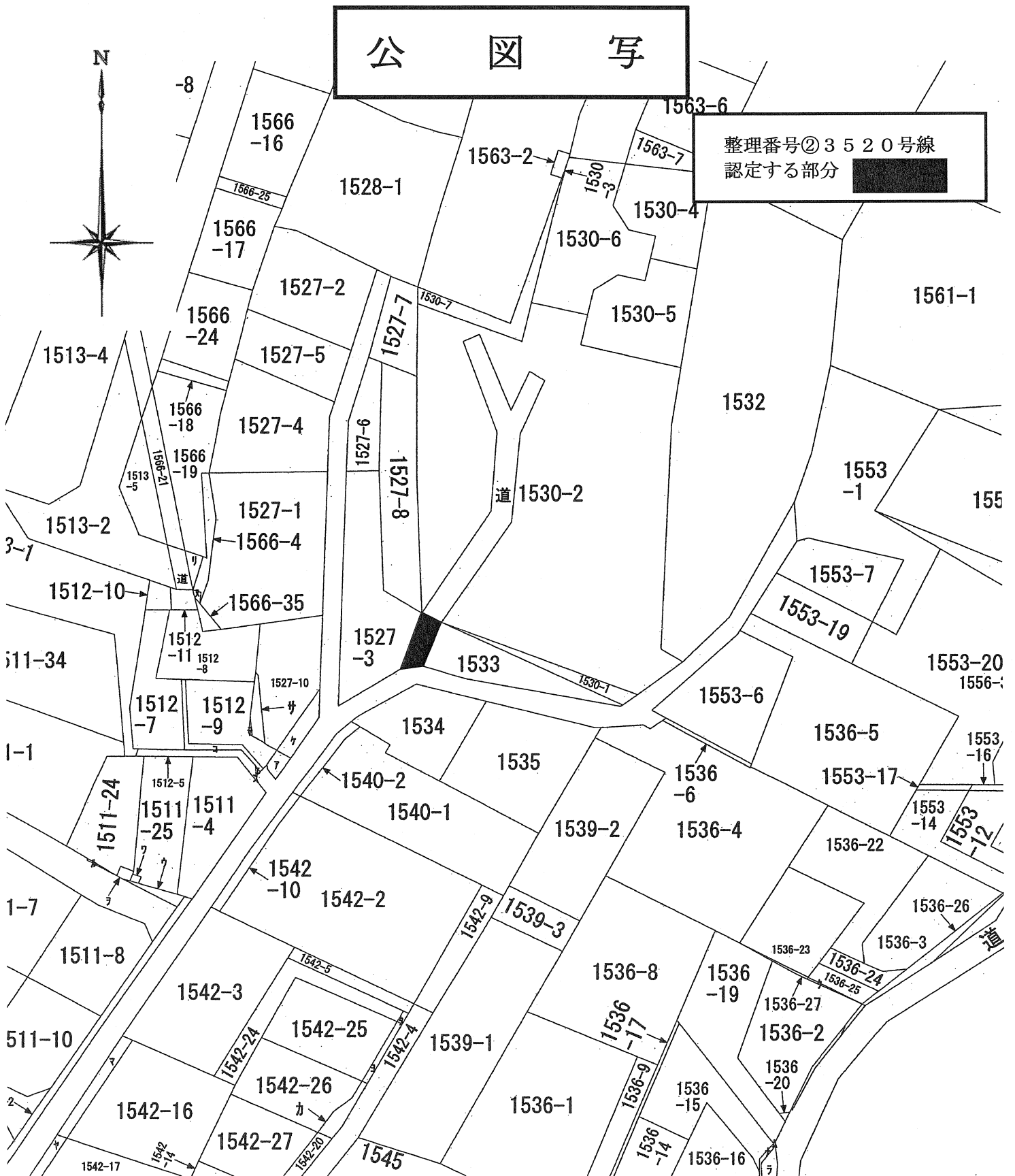
本案は、市道3378号線の廃止に伴い、新たに市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号②3520号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年3月1日提出

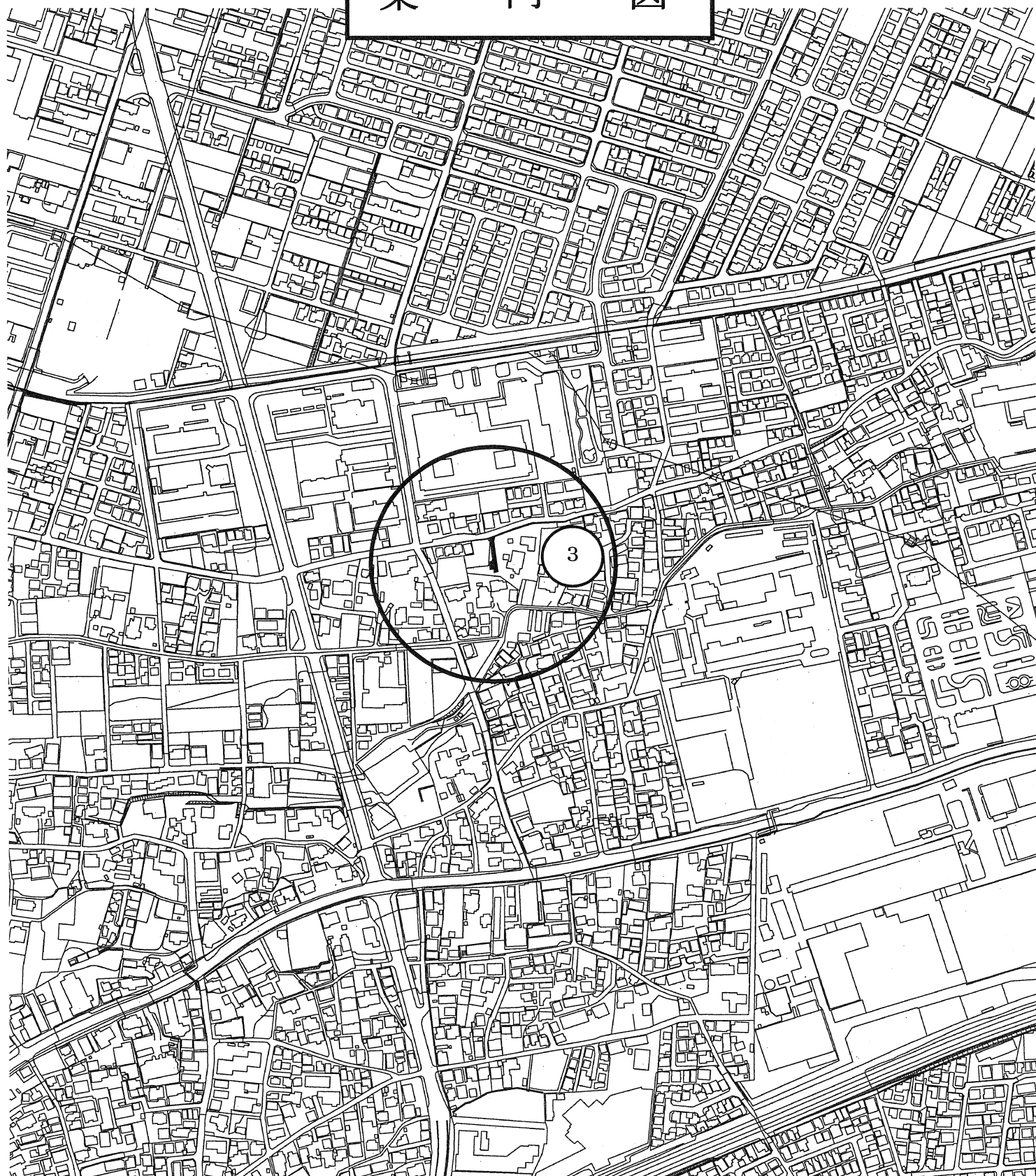
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	3521号線	本 村 五 丁 目 1 0 5 9 番 1 地 先	本 村 五 丁 目 1 0 5 9 番 1 8 地 先	m 33.04	4.20 m ～ 4.21

提案理由

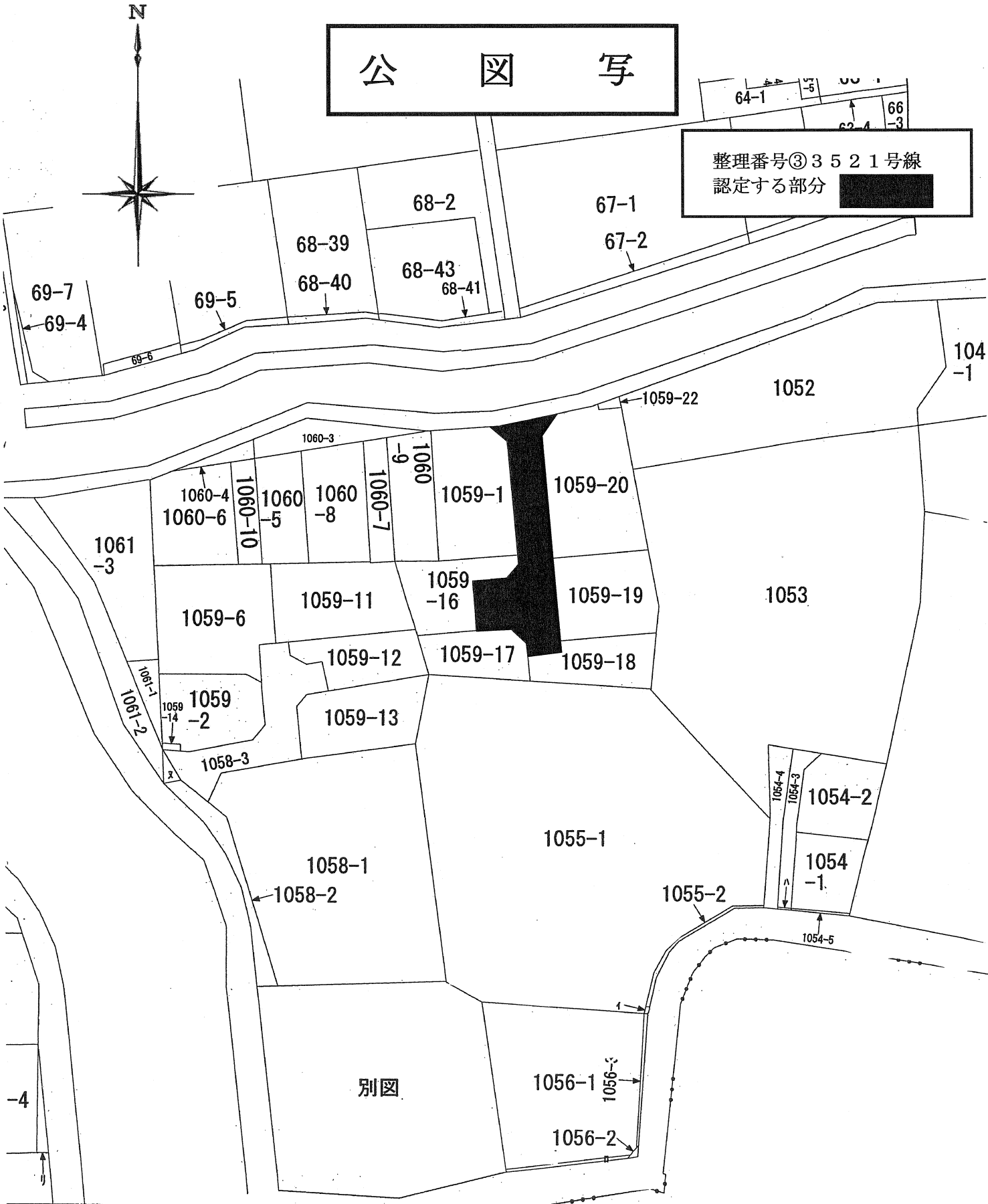
本案は、株式会社マーケットトラストが築造し、令和3年12月11日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 函 写

整理番号③ 3 5 2 1 号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年3月1日提出

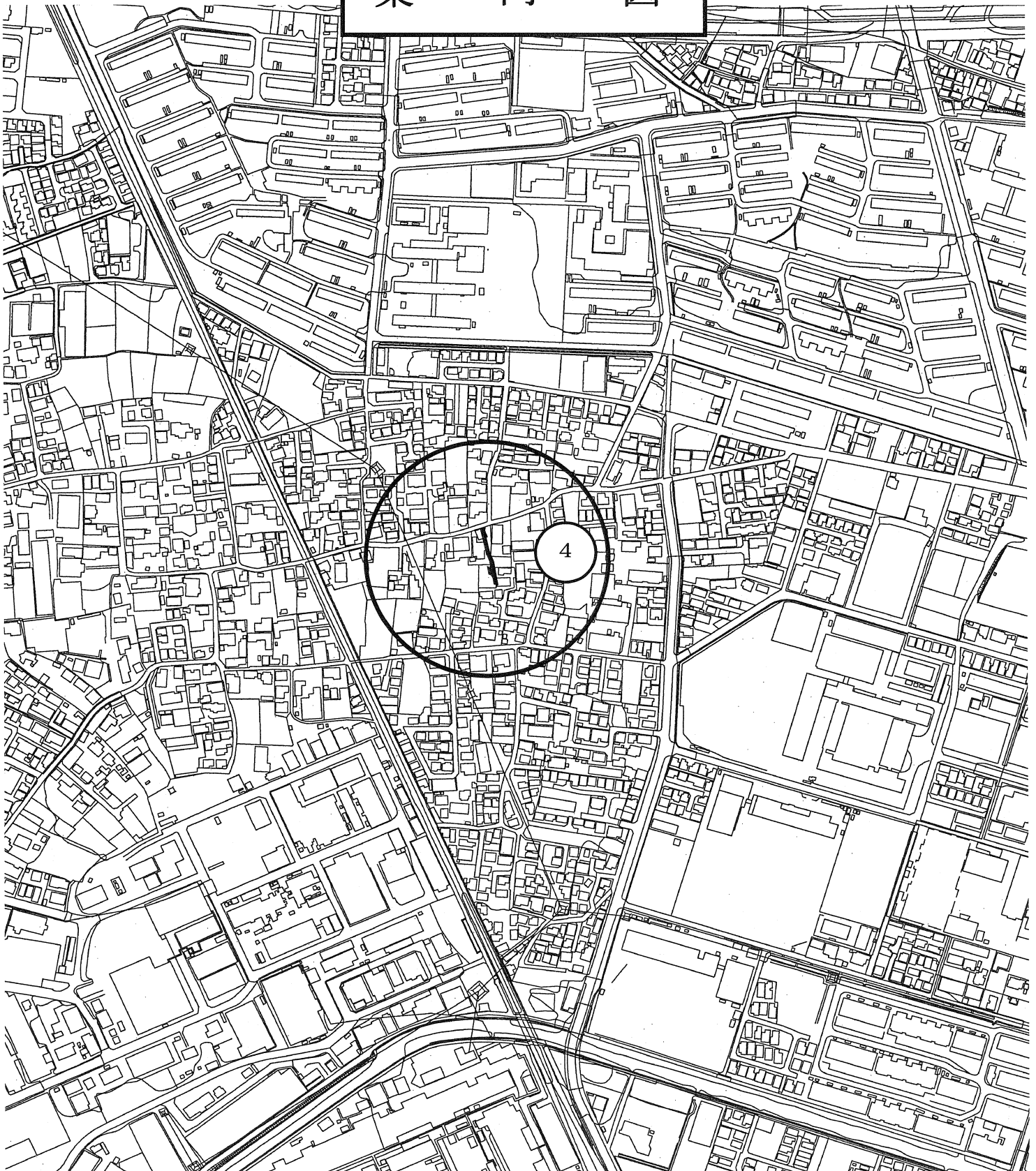
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	4217号線	円 蔵 二 丁 目 1 2 5 番 イ 地 先	円 蔵 二 丁 目 1 2 5 番 8 地 先	m 50.60	m 4.50

提案理由

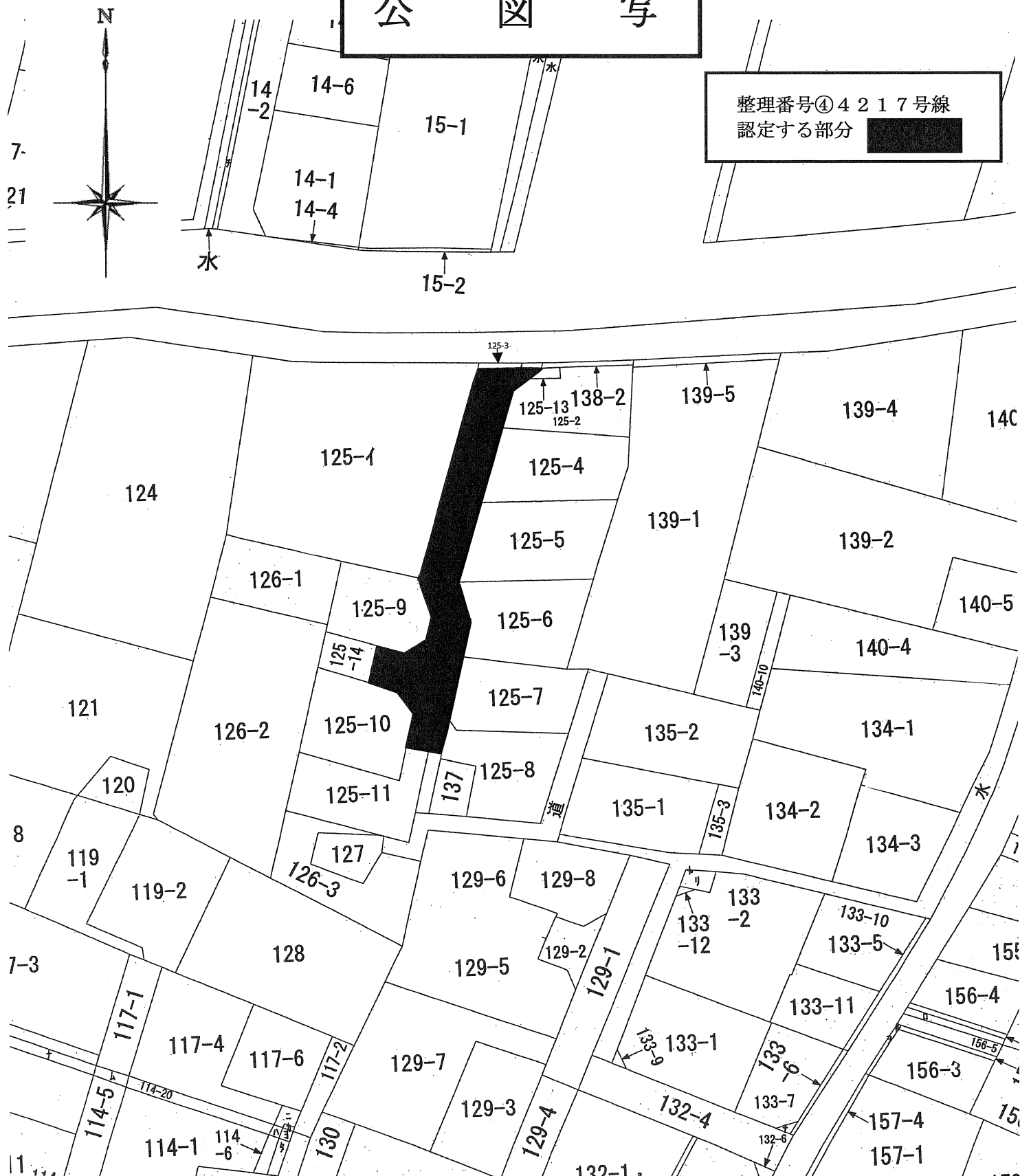
本案は、株式会社スクーパーが築造し、令和3年10月29日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④4217号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

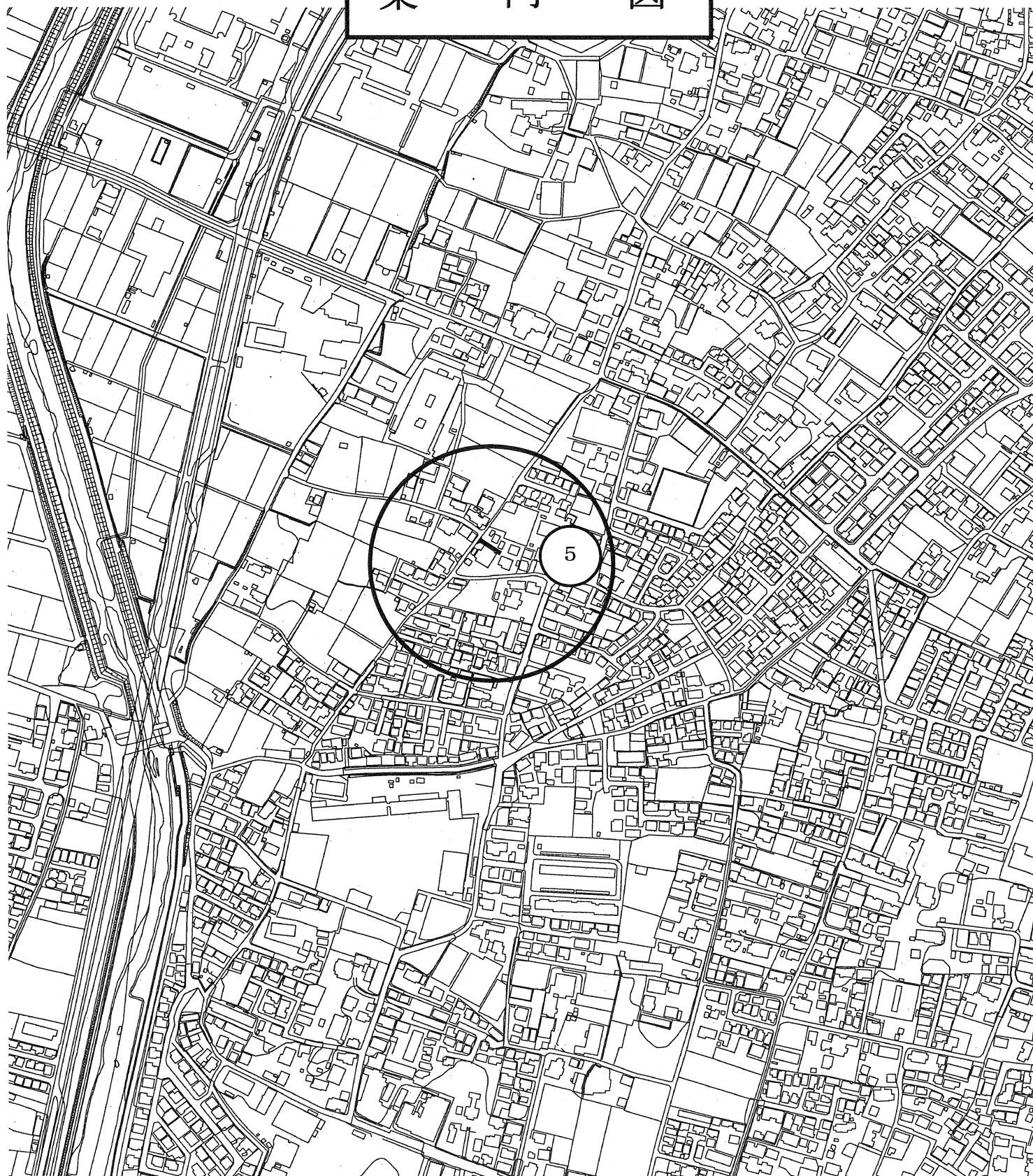
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	5 7 9 0 号線	浜 之 郷 字 中 谷 2 4 6 番 1 1 地 先	浜 之 郷 字 中 谷 2 4 6 番 7 地 先	m 14.74	5.00 m 5.01

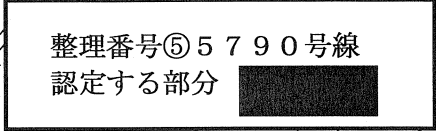
提案理由

本案は、株式会社東栄住宅が築造し、令和 3 年 1 0 月 3 0 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 函 写



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

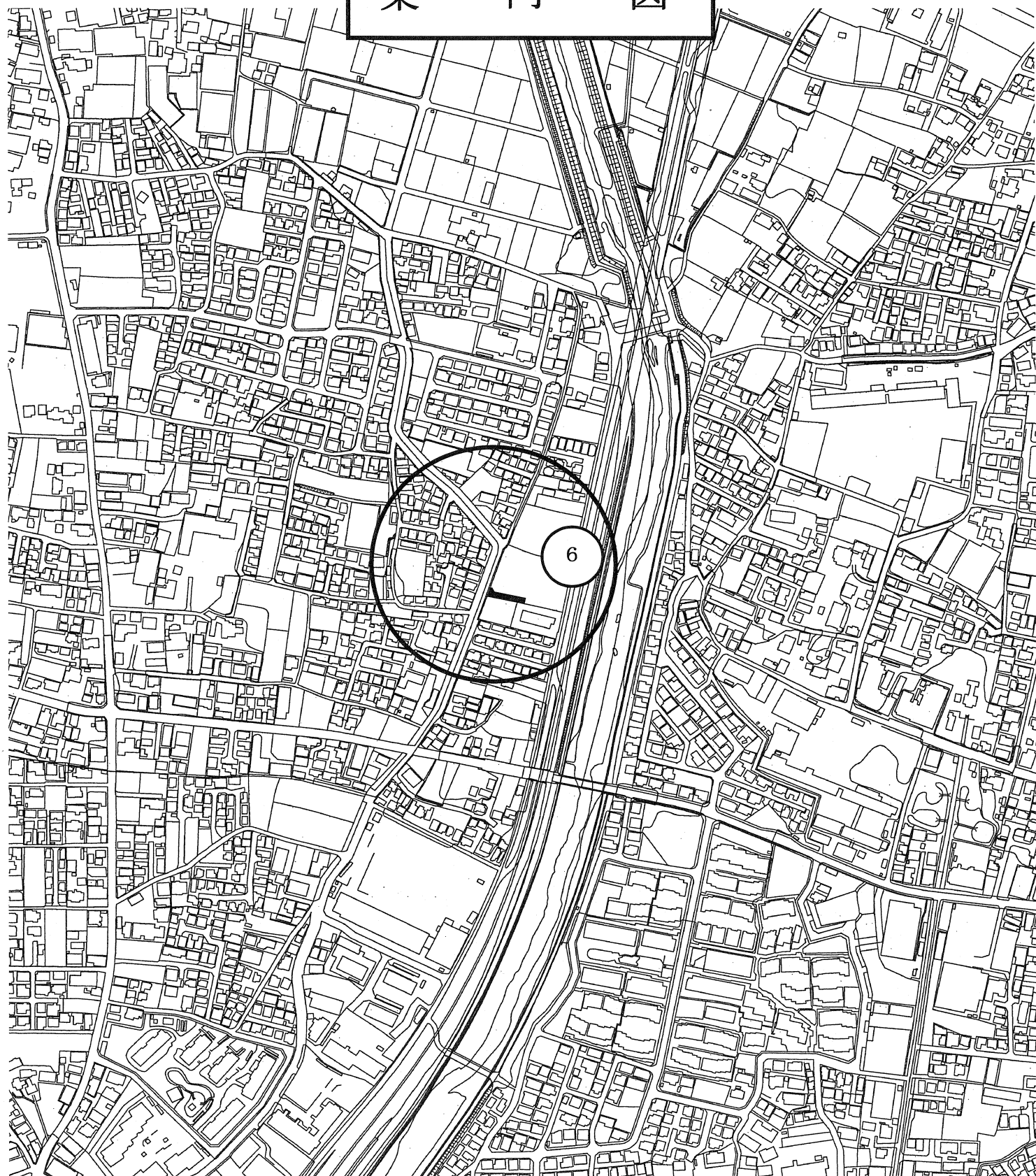
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	5 7 9 1 号線	今 宿 字 生 花 田 8 8 番 6 地 先	今 宿 字 生 花 田 8 1 番 6 地 先	m 31.00	m 4.20

提案理由

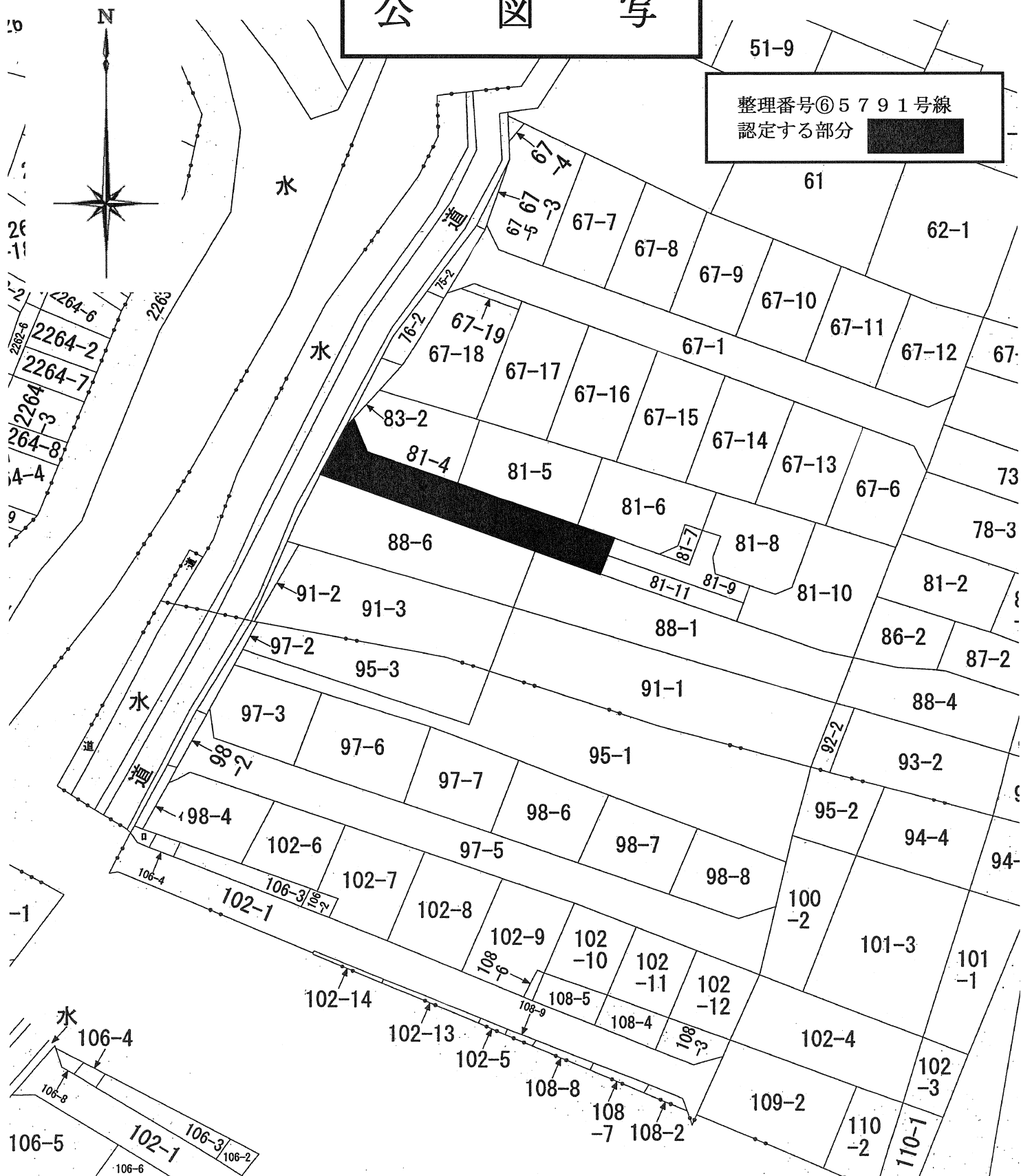
本案は、株式会社ラックスエステートが築造し、令和 3 年 1 2 月 1 7 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号⑥5791号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

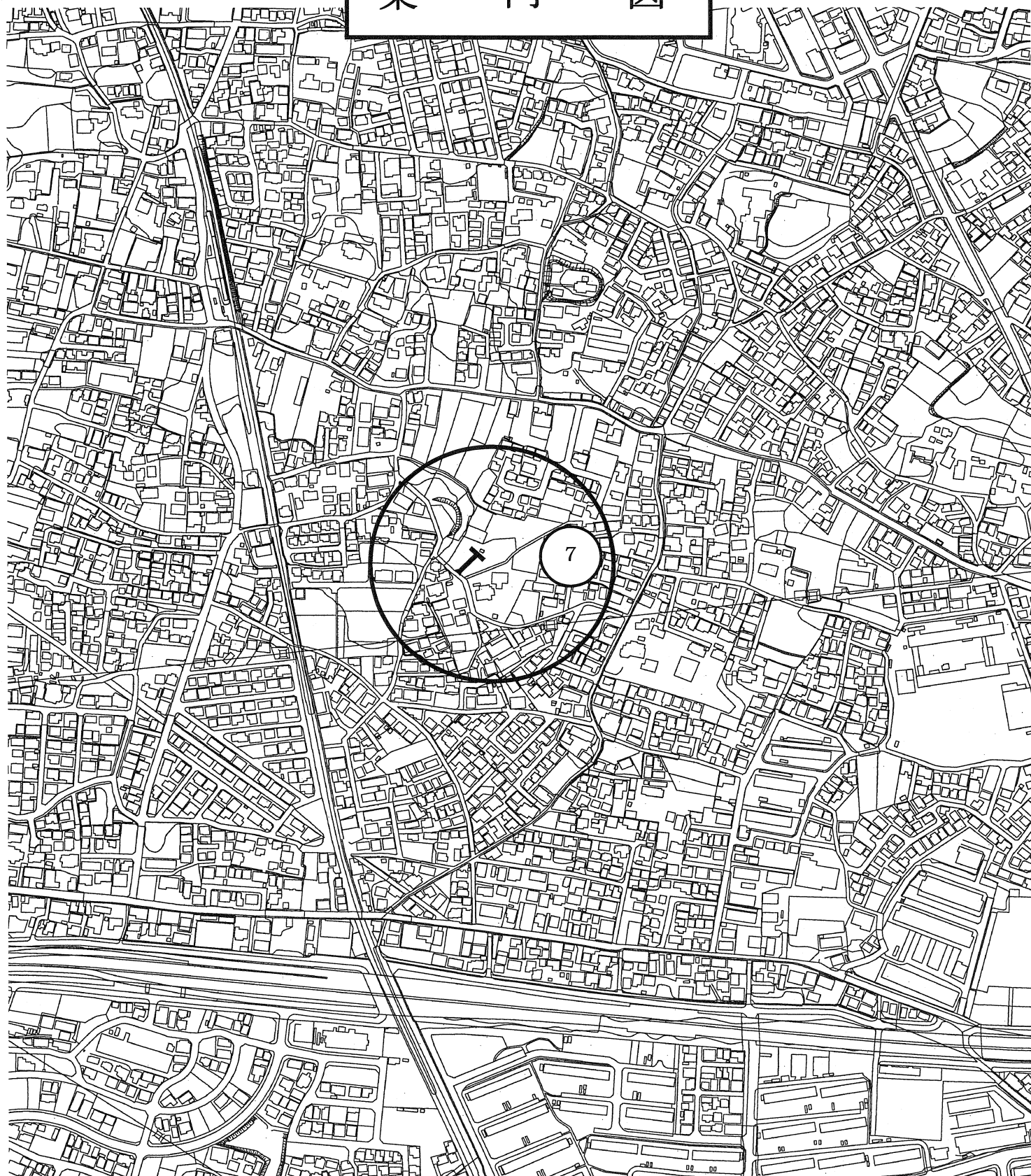
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑦	7 7 1 5 号 線	香 川 三 丁 目 6 4 4 番 1 3 地 先	香 川 三 丁 目 6 4 4 番 6 地 先	m 42.68	4.20 m 4.21

提案理由

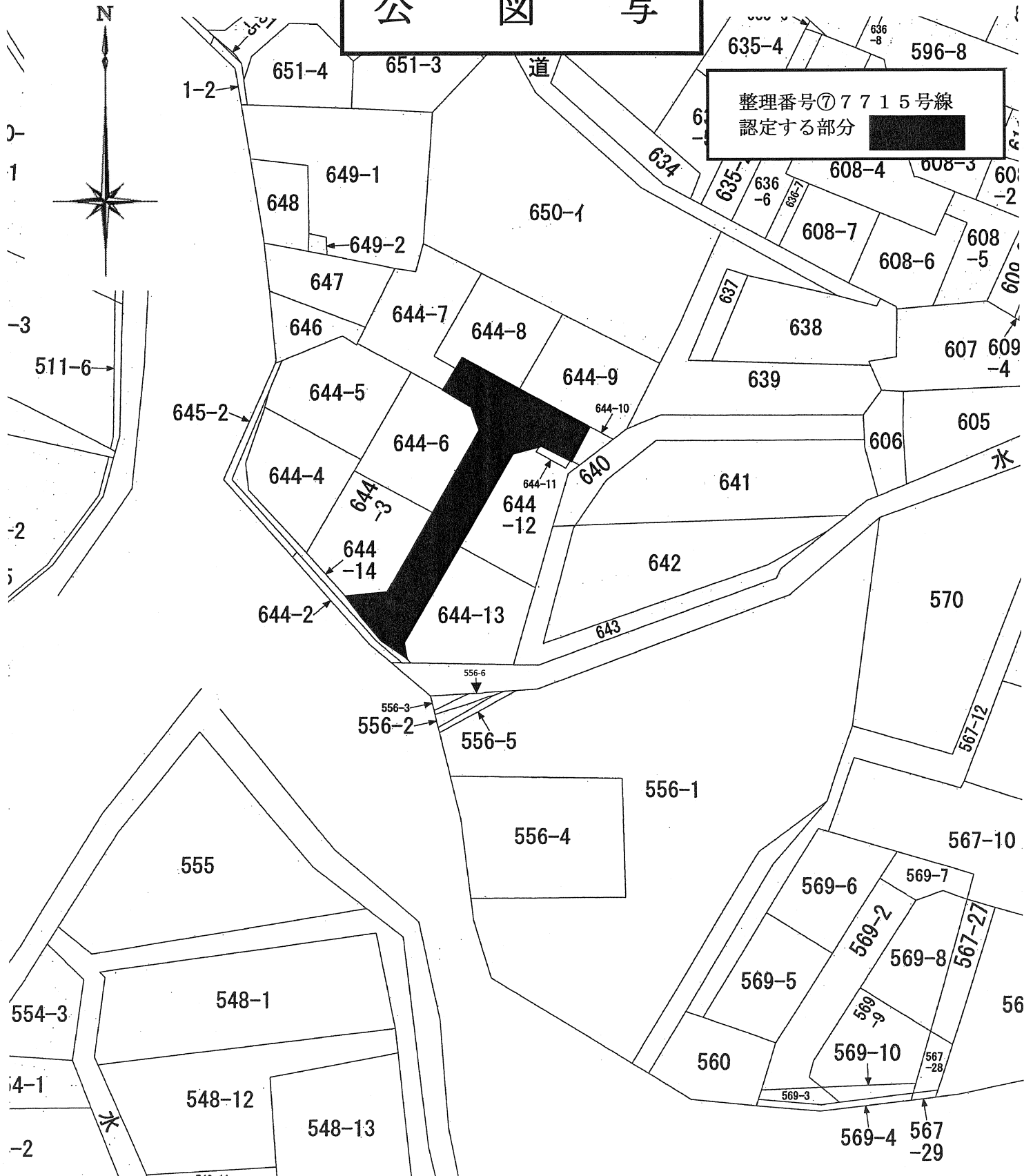
本案は、株式会社東栄住宅が築造し、令和 3 年 1 0 月 1 6 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号⑦7715号線
認定する部分



専決処分の報告について

次のとおり令和 4 年 1 月 1 9 日専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金 1 8 2 , 4 1 7 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性及び女性
- 3 損害賠償の理由

令和 3 年 1 0 月 8 日午前 9 時 3 6 分頃、東海岸南三丁目 9 番 7 号先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集用の軽貨物車が丁字路を直進中、左から進入してきた相手方車両と接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和 4 年 1 月 2 4 日専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損 害 賠 償 の 額 金 4 0 , 9 9 5 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損 害 賠 償 の 理 由

令和 3 年 5 月 2 6 日午前 1 1 時 5 0 分頃、市役所前広場南側部分において、相手方が通路を通行中、敷地内の樹木に巣を作っていたカラスに襲われ、負傷したため、これに対する治療費等を賠償したものです。